

明石市農業基本計画

—明石みんなの農業・新生プラン—



平成24（2012）年3月

明石市



目次

第1章 計画の目的と位置づけ

- 1. 計画の目的 1
- 2. 計画の期間 1
- 3. 計画の位置づけ 1

第2章 明石市農業の現状と課題

- 1. 農業を取り巻く社会情勢 2
- 2. 明石市農業の現状 4
- 3. 明石市農業の課題 14

第3章 明石市農業の将来像と基本的な考え方

- 1. 将来像 15
- 2. 基本的な考え方 16
- 3. 6つの戦略とその考え方 17

第4章 6つの戦略における具体的な施策

- 1. 戦略1『人』：明石の農業を担う人づくり 19
 - (1) 認定農業者の育成・支援
 - (2) 女性・高齢農業者の育成・支援
 - (3) 集落営農組織の育成・支援
 - (4) 新規就農者の育成・支援
 - (5) 農業関係団体の連携強化
- 2. 戦略2『力』：明石の力強い農業づくり 21
 - (1) 生産基盤の強化
 - (2) 耕作放棄地の解消
 - (3) 農地利用の促進
 - (4) 生産組織の強化
 - (5) 堆肥供給システムの支援
 - (6) 農業技術の向上支援
- 3. 戦略3『水』：水で支える農業と環境づくり 23
 - (1) ため池の活用
 - (2) ため池・水路の保全
 - (3) 里と海の「協働」支援
 - (4) 農地の多面的機能の啓発
- 4. 戦略4『食』：市民の食と健康を支える農業づくり 25
 - (1) 地産地消の推進
 - (2) 学校給食における地元農産物の普及
 - (3) 安全・安心な農産物の供給支援
 - (4) 食育の推進

5. 戦略5『創』：明石の新たな価値を創り出す農業づくり	27
(1) 高付加価値化の推進と新商品開発の支援	
(2) 農商工連携の推進（6次産業化の支援）	
(3) 特産農産物を活かした観光農園の開設支援	
6. 戦略6『協』：市民との協働による明石の農業づくり	29
(1) 市民農園の拡充	
(2) CSA（市民協働型農業）の推進	
(3) 学校農園の拡充	
(4) 市民へのプロモーション	
(5) 市民農業サポーター育成	
(6) 企業との連携	

第5章 重点プロジェクト

1. 重点プロジェクトの位置づけ	31
2. 重点プロジェクト	32
(1) 明石の農業の担い手を育てようプロジェクト	
(2) 優良農地を活用しようプロジェクト	
(3) 明石の里と海をつなごうプロジェクト	
(4) 明石の野菜を食べよう・発信しようプロジェクト	
(5) 市民が農を楽しみ・支えようプロジェクト	
(6) 明石の食と農で子どもを育てようプロジェクト	

第6章 計画の推進

1. 計画推進の考え方	38
2. 計画の推進体制および進行管理	38
(1) 計画推進の体制	
(2) 進行管理	
(3) 計画の見直し	

■ 明石市農業基本計画の概要

■ 明石市農業基本計画の施策一覧表

■ 資料編

1. 用語集	資-1
2. 計画策定経過	資-7
3. 計画策定委員会	資-8
(1) 計画策定委員会設置要綱	
(2) 計画策定委員名簿	

第1章 計画の目的と位置づけ

1. 計画の目的

明石市は平成8年に「明石市農業基本計画」を策定し、各種施策を推進してきましたが、近年、市民の食の安全・安心への関心の高まり、都市化の進展による生産環境の変化、農業者の高齢化・担い手不足、輸入農産物の増大など、農業を取り巻く環境は大きく変化し、厳しさを増しています。

このような状況を踏まえ、現計画を抜本的に見直し、農業が将来にわたって地域の産業として成り立ち、また持続的に「農」を活かしたまちづくりを進めることを目的に、新たに「明石市農業基本計画」を策定します。

2. 計画の期間

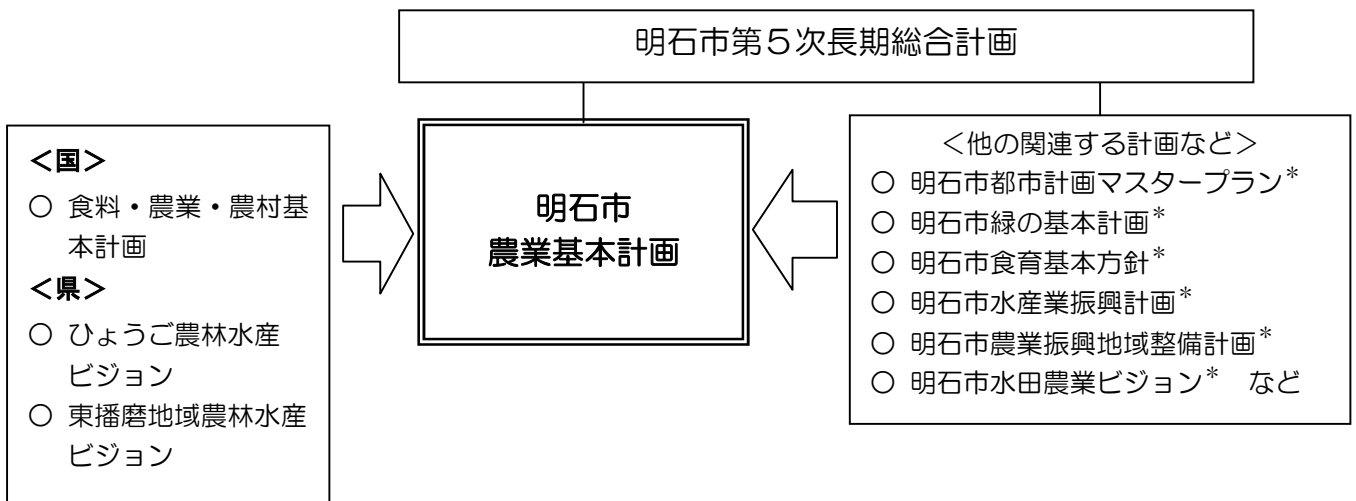
計画期間は平成24年度～平成33年度の10年間とします。

また、社会・経済情勢の変化を踏まえて、適宜、中間見直しを行うこととします。

3. 計画の位置づけ

本計画は国の「食料・農業・農村基本計画*」、兵庫県の「ひょうご農林水産ビジョン*」及び「東播磨地域農林水産ビジョン*」の内容を踏まえつつ、明石市がめざすまちづくりの基本方針を示した「明石市第5次長期総合計画*」の農業分野の個別計画として、施策を具体化するものであり、長期総合計画に示された目指すまちの姿やその実現のための戦略等の将来ビジョンについて、「農業」を中心とした視点から実現を図ることを目標とします。

また、都市計画分野などの関連行政計画やビジョン等と連携・協調を図りながら計画の推進にあたります。



第2章 明石市農業の現状と課題

1. 農業を取り巻く社会情勢

● 農業者の育成確保および優良農地*の確保

農業者の高齢化が進み、今後、高齢農業者の大量リタイアが見込まれる一方で、将来の農業を担う農業者の育成は遅れており、新規就農者*も少なく、農業者の確保が厳しい状況にあります。また、農業者の減少に伴う耕地面積の減少、耕地利用率の低下が継続しています。

このような中、平成22年度から農業者戸別所得補償制度*の導入、集落営農*、法人経営など多様な農業者による農業経営の推進、また、農地については平成21年に農地法等が改正され、優良農地の確保と有効利用の促進、農地の集積による利用促進や多様な担い手の参入など新たな動きも見られるようになりました。

● TPP*などの貿易自由化と食料安全保障

日本の食料自給率*は供給熱量ベースで約40%であり、食糧の大半を輸入に頼る世界最大の食料純輸入国となっています。しかし、途上国の人口増加や経済成長、異常気象等により、中長期的には世界の食料需給は、不安定な状況にあります。

経済社会のグローバル化が進むなかで、農業分野についても世界的に経済連携協定(EPA*)や自由貿易協定(FTA)が進められており、日本も13の国・地域と締結しています。さらに、平成23年11月には環太平洋パートナーシップ(TPP)協定への交渉参加も表明されました。今後は、さらに低価格の輸入農産物が増大することが予想され、国内外との産地間競争がより一層激化していきます。

このような状況において、食料の安定供給に向けては、輸出国との安定的な貿易関係の確立を図るとともに食料自給率を向上させるために消費者ニーズに応じた農業生産、地産地消*、国産品利用の商品づくり、食育*などの取組が重要となってきています。

● 農村・農業の多面的機能*の活用

農業は、その生産活動を通じ、国土の保全、水源のかん養*、生物多様性*の保全、良好な景観の形成、文化の継承等、様々な役割を有しています。また、農林水産業の重要な基盤である農地、森林、海域は、相互に密接にかかわりながら、水や大気、物質の循環に貢献しつつ、様々な多面的機能を発揮しています。このことを農業に関わるものだけでなく、国民も再認識する必要があります。

さらに、都市農業については、新鮮で安全な農産物供給、市民交流・やすらぎ等の点から大きな役割を果たしており、その振興のため、市民農園*、都市住民の農業体験等の取組が重要となっています。

● 食の安全と食料消費の多様化

消費者の食の安全に対する関心に対応するために、生産段階では農業生産工程管理（GAP*）、製造段階では危機分析・重要管理点（HACCP*）、流通段階ではトレーサビリティ*、食品表示監視等の取組が進展しています。

食料消費の面では、消費者ニーズの多様化が進んでおり、食に対する経済性志向は依然として高く、一方、健康志向や簡便化志向等も高まっています。今後、外食や調理食品（中食）の支出割合はさらに高まることが見込まれますが、高齢化にともない、食料消費全体の規模は縮小することが懸念されています。

● 6次産業化*の推進

平成23年2月、「地域資源*を活用した農林漁業者等による新事業の創出等及び地域の農林水産物の利用促進に関する法律」（6次産業化法）が施行され、農業者による生産・加工・販売の一体化や農水産物、バイオマス、さらには農山漁村の風景や生活の中での知恵や経験など農業とその暮らしにまつわるあらゆる資源を食品産業や観光、IT産業など様々な産業と結びつけ、地域に雇用と所得を確保する6次産業化の取組が進められようとしています。

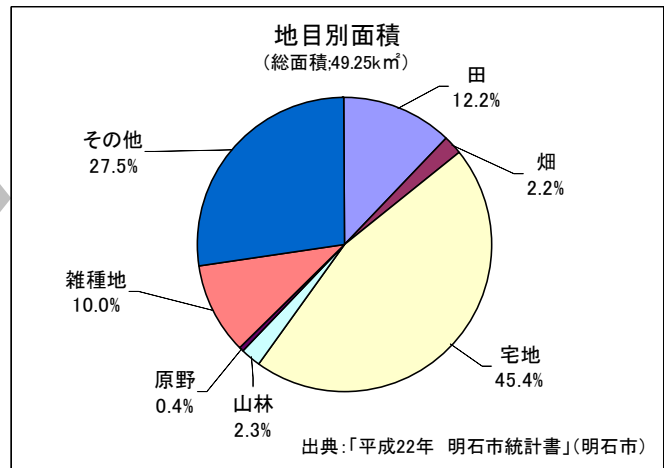
2. 明石市農業の現状

① 明石市の概要

明石市は兵庫県南東部の東播磨地域に位置し、東部は神戸市、西部は加古川市などと隣接し、南は明石海峡大橋がそびえる瀬戸内海に面しています。鯛やタコを中心とした水産業が盛んな「魚のまち」として知られ、東経 135 度日本標準時子午線が通ることから、「時のまち」としても親しまれています。

市の面積は 49.25 km²であり、東西に細長く、高低差の少ない平坦なまちを形成しています。また、瀬戸内特有の温暖で降雨量が少ない気候で、古くから農業を支えるため池や水路等の灌漑施設が発達してきました。

人口は約 29 万人で、阪神都市圏への通勤も便利なことから、農地の住宅地への転用がすすみ、市域面積のうち農用地*は 14% (709ha) となっています。一方で、農業生産面から見ると、消費地に近いというメリットもあり、都市近郊型農業*が展開されています。



② 農業の基本的な動向

- ・ 農家戸数は1,188戸で、平成17年と比べると1割弱減少するなど、減少傾向にあります。販売農家*が605戸で、そのうち約30%が専業農家*となっています。
- ・ 経営耕地*面積は561haで、平成17年から5年間で、61ha減少しています。また、1農家あたりの耕地面積は、平均37aと小規模となっています。

■明石市の農業に係る統計指標

		単位	2000(H12)	2005(H17)	2010(H22)
総人口	実数	人	294,584	291,687	292,550
	指数		100	99	99
総世帯数	実数		109,390	112,176	118,534
	指数		100	103	108
農家戸数	実数	戸	1,352	1,289	1,188
	指数		100	95	88
*明石市の水田台帳記載農家数	実数	戸	—	2,031	1,931
	指数		—	—	—
*販売農家	実数	戸	771	673	605
	指数		100	87	78
*専業農家	実数	戸	132	167	160
	指数		100	127	121
*第1種兼業農家	実数	戸	95	68	51
	指数		100	72	54
*第2種兼業農家	実数	戸	544	438	394
	指数		100	81	72
農業就業人口	実数	人	1,379	1,208	911
	指数		100	88	66
農家人口	実数	人	5,745	4,853	—
	指数		100	84	—
*基幹的農業従事者数	実数	人	650	546	483
	指数		100	84	74
65歳以上	実数	%	54	53	60
	指数		100	92	85
*農用地面積(地目別)	実数	ha	837	770	709
	指数		100	92	85
*経営耕地面積(総農家)	実数	ha	675	622	561
	指数		100	92	83
1農家あたり耕地面積	実数	a	—	38	37
	農用地(地目別)÷明石市の水田台帳記載農家数	指数		100	97

出典:「明石市統計書明石市 平成22年」「農林センサス」(農林水産省H12,H17,H22)

③ 土地利用

- ・ 農用地 709ha のうち、市街化区域*内の農地は、315ha (44.4%)、市街化調整区域*内の農地が 394ha (55.6%) となっています。
- ・ 農業振興を図る地域として、852ha が農業振興地域*に指定されています。
- ・ 平成 12 年から平成 22 年の 10 年間に宅地が約 103ha 増えるなど、農地の住宅用途への転用が増加し、農地は減少傾向にあります。
- ・ 市内には 107 ヶ所のため池があります。1～3ha の規模のため池が最も多く 46 ヶ所、5ha 以上のため池は 11 ヶ所となっています。

■地目別面積の推移 (ha)

	田	畑	宅地
H12	714	123.1	2130.6
H22	599.8	108.7	2233.6
増減	-114.2	-14.4	103

出典：明石市統計書

■区域別内訳 (ha)

総土地面積		農用地	
4,925		709	
* 市街化区域	3,883 78.8%	* 農用地	315 44.4%
* 市街化調整区域	1,042 21.2%	* 農用地	394 55.6%
	農業振興地域	* 農振農用地	200 28.2%
	852	* 農振白地	194 27.4%
	以外		
	190		

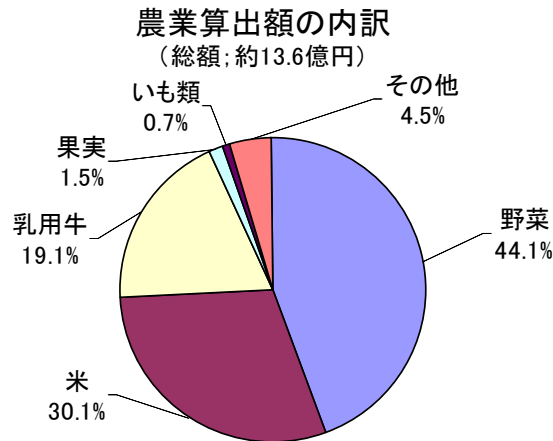
出典：明石市統計書，明石市調べ

■明石市の農業振興地域



④ 農業生産

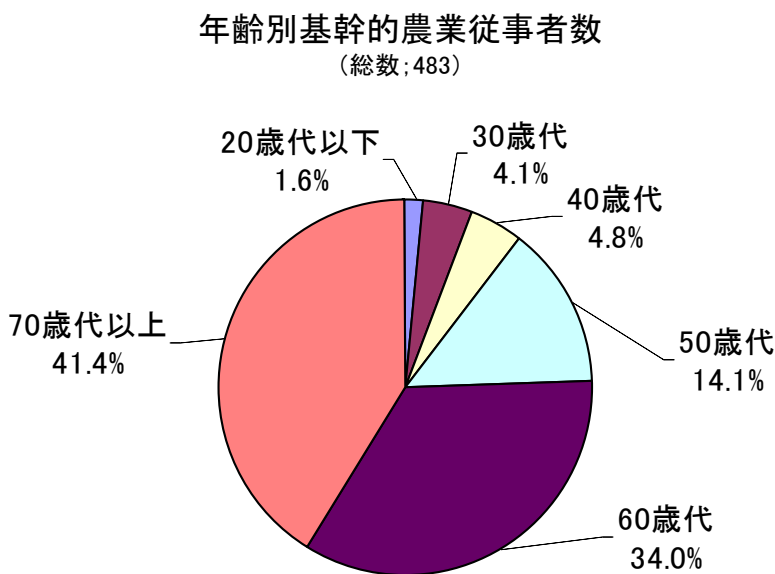
- ・ 明石市農業産出額は約 13.6 億円となっています。そのうち野菜が約 44% (約 6 億円)、米が約 30% (約 4.1 億円) を占めています。
- ・ キャベツの主産地であり、近年ではいちご、ブロッコリー、スイートコーン、軟弱野菜*、レタス、いちじくなどが主要な作物となっています。



出典：H18生産農業所得統計（農林水産省）

⑤ 担い手

- ・ 担い手の中心的存在である基幹的農業従事者*は 483 人であり、そのうち 65 歳以上が 6 割以上を占めており、高齢化が進んでいます。一方、50 歳未満の若手農業者は 51 人と約 1 割にとどまっています。



■ 年齢別基幹的農業従事者数

年齢区分	実数(人)	比率(%)
15～19歳	0	0.0
20～24	1	0.2
25～29	7	1.4
30～34	8	1.6
35～39	12	2.5
40～44	14	2.9
45～49	9	1.9
50～54	26	5.4
55～59	42	8.7
60～64	73	15.1
65～69	91	18.8
70～74	81	16.8
75～79	70	14.5
80～84	37	7.7
85歳以上	12	2.5
合計	483	100.0

出典：H22農業センサス(農林水産省)

⑥ 地産地消の取組

- ・ 地産地消が取り組まれており、市内には5ヶ所のJAが運営する直売所があります。直売所の売り上げは5ヶ所合計で約5.4億円となっています。
- ・ 学校給食における明石産農産物の利用も少しずつ進んでおり、平成22年度は14品目を利用し、米、こまつな、チンゲンサイ、みずな、ほうれんそうは地産率100%となっています。

■ 市内農産物直売施設の概要

	店舗名	年間売り上げ	登録生産者数	来客数
JA あ か し	フレッシュ・モア 大久保店	約6,700万円	約50人 (JAあかし産直部会に所属する生産者が両店舗、朝市に出荷)	約5.7万人
	フレッシュ・モア 西明石店	約8,200万円		-
	フレッシュ・モア 水曜朝市	約690万円		-
JA 兵 庫 南	ふあ～みんSHOP 魚住	約2.2億円	133人 (他市町の生産者含む)	約17.5万人
	ふあ～みんSHOP 二見	約1.7億円	41人 (他市町の生産者含む)	約9.5万人

※ JAあかしの年間売り上げ、登録生産者数は平成22年度、来客数は平成21年度調べ

※ JA兵庫南の年間売り上げ、登録生産者数、来客数は平成21年度調べ

【明石産農産物について①】



◆ 水稻

主な品種は秋早くに新米を提供できる「あきたこまち」「キヌヒカリ」と味にこだわった「ヒノヒカリ」「コシヒカリ」。直売所やJA販売の地場産米は人気が高い。

夏の田んぼや水路はおたまじゃくし、メダカ、やご等の多様な生物の貴重なすみかとなっている。

- 主な生産地：市内全域
- 収穫時期：9月～10月



◆ 軟弱野菜

40年ほど前からほうれんそう、菊菜、ねぎ等をビニールハウスを活かしながら周年的に栽培してきた。

最近では小松菜、ミズナが明石の主力品目になってきている。地場市場を中心に鮮度と品質にこだわり、消費者に好まれる新しい品種にも敏感に対応している。地場物が並ぶスーパーや直売所ではシャキッとしたみずみずしさが売りとなっている。

- 主な生産地：市内各所
- 収穫時期：1年中

⑦ 付加価値農業や農商工連携の取組

- ・ 兵庫県の「ひょうご安心ブランド農産物*」に認定された農産物は 20 品目、畜産物は 1 品目、加工品は 2 品目、合計 23 品目となっています。
- ・ 市内の酒造会社と連携した「ぺっちゃんうり焼酎」や「いちごりキュール」の開発・販売など 6 次産業や農商工連携の動きも見られます。

■明石市内でのひょうご食品認証一覧

認証者	品目・商品名
JA兵庫南 野菜の匠会	にがうり
JA兵庫南魚住地区 レタス部会 いちじく部会 キャベツ部会 スイートコーン部会 ブロッコリー部会	レタス いちじく キャベツ スイートコーン ブロッコリー
明咲出荷組合	青ねぎ ほうれんそう こまつな しゅんぎく みずな しろな 晩生菜 葉だいこん
株式会社エコファームネギ生産者部会	ねぎ(鴨頭葱)
個人	トマト
個人	青ねぎ
個人	おくら
個人	レタス
個人	リーフレタス
(株)島田商店	ぺっちゃん瓜漬(塩漬け)
(株)ウリュウ	温泉たまご「たま助」 鶏卵「富士ファームのおいしい赤たまご」
件数	23

※平成23年明石市調べ

【明石産農産物について②】

◆キャベツ

県下第3位の主産地。明石の野菜と言えばキャベツ、戦後まもなく栽培が始まった。秋・冬・春・初夏にわたって、その時々が一番味の良い品種をリレー栽培するなど、美味しいキャベツを食べてもらいたいという気持ちは県下のこだわりを持つ。近年は高齢化に対応して機械化が進められている。

○ 主な生産地：大久保町、魚住町

○ 収穫時期：10月～6月



◆ブロッコリー

一時は輸入物におされて栽培が少なくなっていたが、“安心の国内産”として生産が復活。鮮度と美味しさが特徴で、地場産として根強い評価を得ている。ほんのり甘みがあって本当に美味。

○ 主な生産地：魚住町、二見町

○ 収穫時期：10月～5月



⑧ 交流型農業*の取組

- ・ 公営・民営の市民農園・貸し農園が市内 21 ヶ所、総面積約 2.6ha となっています。
- ・ 市民向けのキャベツ・さつまいも・もち米・スイートコーンの収穫体験等の交流型農業の取組を行っています。

■ 主要な市民農園の概要

名称	石ヶ谷農園	グリーンファーム えいがしま*
管理	市	東江井地区営農組合
区画数	300 区画	65 区画
1 区画面積	約 12 m ²	約 30 m ²

◆ 市民農園 (石ヶ谷農園・グリーンファームえいがしま)



◆ 交流型農業の取組 (スイートコーン収穫体験・もち米の栽培体験)



⑨ 市民協働によるため池の管理

- ・ ため池を管理している農業者と近隣の地域住民が協働し、ため池の清掃活動が行われています。これは、ため池に関する市民の理解を深め、ため池の維持・管理を地域全体で行っていくことにつながります。ため池クリーンキャンペーンは、このような目的のために実施されています。

■ ため池クリーンキャンペーン

- ・ クリーンキャンペーンは農閑期を中心に、年間19回、15ヶ所のため池で実施されています。
- ・ 実施主体は、水利組合*と自治会を主な構成メンバーとするため池協議会であり、明石市では12のため池協議会が活動しています。
- ・ クリーンキャンペーンは、ため池協議会を中心に、明石ため池清掃志隊などのボランティア組織の協力も得て、ゴミ拾い、草刈りから堤体の草焼きまで実施されます。
- ・ 行政は兵庫県がいなみ野ため池ミュージアム*運営協議会、明石市農水産課が明石市ため池協議会連絡会と連携し、支援を行っています。



ため池のシンボルでもある西島大池のオニバス



⑩ 農業関係者へのアンケート・ヒアリング調査結果

平成22年度に実施した明石市の全ての農会*長（50名）へのアンケート調査と市内の代表的な農業者（10名）へのヒアリング調査から、農業関係者のおもな意向は、以下のとおりです。

■ 農会長アンケート調査

（現在の課題）

- ・ 高齢化と担い手不足による耕作放棄地*の増加。
- ・ ペットの糞害。
- ・ 近隣住民による農作業時のクレーム対応など、農地の宅地化による近隣住民との関係の問題。
- ・ 共同作業や機械の管理。

（今後10年間で特に問題になりそうなこと）

- ・ 農地の減少。

（今後、力をいれて取り組みたいこと、取り組むべきこと）

- ・ 農地の利用集積*。
- ・ 農作業受委託*組織等の整備による労働力確保のための支援。
- ・ 貸し農園・市民農園。
- ・ 特産品づくり。
- ・ ため池等の農業施設の親水空間としての整備。

■ 農業者ヒアリング調査

（現在困っていること）

- ・ 圃場整備*の未着手、利害関係等から集落営農化、農地の集約化が進まない。
- ・ キャベツが重量野菜*のため、高齢化に伴う生産者の減少。
- ・ 次世代・後継者の不足。
- ・ 清水イチゴの生産者減少による、品質、栽培方法を含めたブランドの維持が困難。
- ・ 高額な機械コスト。減価償却が困難。
- ・ 農業者の減少により農業に伴う共同作業（畦刈り、水路整備など）の個々への負担増。
- ・ 農作物、農作業具の盗難、ペットの糞害。

（今後、10年間で特に問題になりそうなこと）

- ・ 農地を手放す生産者の増加に伴う耕作放棄地の増加。
- ・ 農家数の減少。

（今後、力をいれて取り組みたいこと、取り組むべきこと）

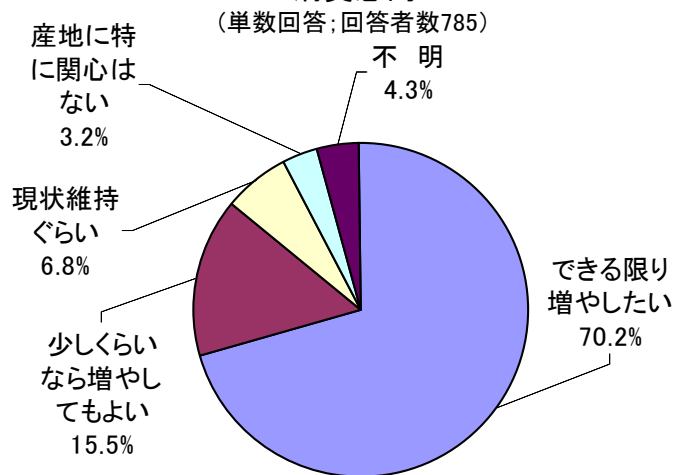
- ・ 地元業者と連携した地産地消の推進。
- ・ 都市部に近い地の利を生かした多品種小ロットの栽培。
- ・ 農産品物のブランド化。
- ・ 農家、JA、行政といった色々な立場の方々と話し合える場が必要。
- ・ 「農」「食」に関する取組を農家だけで行うのはリスクが大きく、多様な主体の関わりが必要。
- ・ 都市近郊型農業として都市部との連携強化。（農業体験や食育*の推進）
- ・ 後継者育成のための仕組みづくり
- ・ 農業振興と農地維持の別々の視点にたった施策の展開。

⑪ 市民へのアンケート調査結果

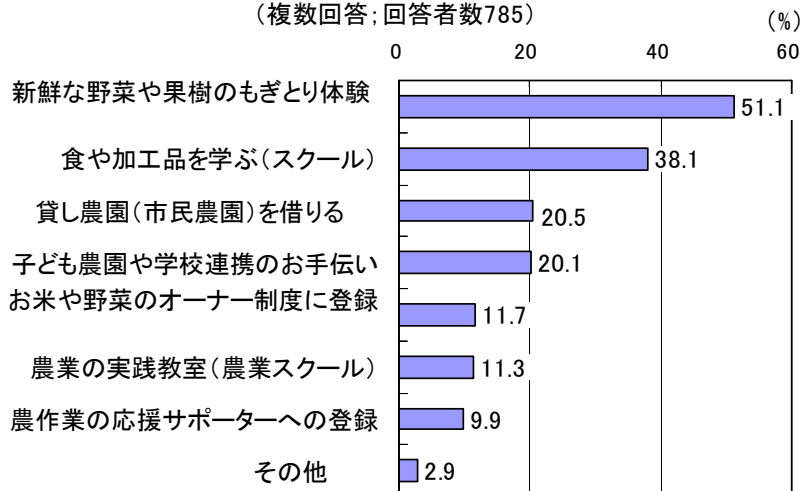
平成 22 年度に実施した市民を対象とするアンケート調査の結果は以下のとおりです。アンケート調査は、市内の直売所 2 ヶ所およびスーパーマーケット 2 ヶ所で合計 800 名の市民を対象に実施しました。

- 市民は、現状でも相当量の明石産のお米、野菜を購入・消費。今後も「できる限り増やしたい」（約 7 割）という意向である。
- 明石産農産物の購入の条件は、明石産の明示、簡単に購入、購入場所が増える等。購入したいものは、キャベツ、いちご、ブロッコリー、ほうれん草、トマト等。
- 市民農園、観光農園*や野菜の収穫体験のニーズが高い。
- 「食の名物づくり」や明石産の農産物を売りにしたレストラン等の利用ニーズが高い。

今後の明石市でとれた農産物の消費意向



今後、明石市で取り組んでみたい「農」に関する活動



3. 明石市農業の課題

明石市農業の現状や関係者の意向等を踏まえると、課題は以下の通りです。

① 「業」としての農業を担う人材育成

- ・ 農業者の減少、農業所得の減少など明石市の農業は厳しい現状にあります。今後、明石市の農業を持続的に発展させていくためには、「業」として取り組む若者をはじめ、意欲ある農業者を育成・支援し、再生産可能な経営を確保するための、農地集積による規模拡大や、明石産農産物の高付加価値化*などの取組が必要です。

② 農業者の所得向上と市民の食と健康を支えるさらなる地産地消の推進

- ・ 現状における地産地消は、明石産農産物の直売所での販売や学校給食での利用など一部に限られています。
- ・ 地産地消は地元の産物を買って、食べるということだけでなく、農業者の所得向上と、市民の食と健康を支える重要な取組です。さらに、市民の地産地消の意向は高く、さらなる地産地消の推進に向けた生産量の確保・増大とともに、既存直売所での販売量の増強と、多チャンネル化が求められます。

③ 明石産農産物の高付加価値化と農商工連携

- ・ グローバル化や産地間競争が進む中では地域農業の優位性の確立が必要です。
- ・ 現在、いくつかの特産物がありますが、それらにさらに磨きをかけるとともに、大都市に近接した立地を活用し、流通業や食品製造業、飲食店などと連携し、明石市の食の名物づくりなど、新しい価値を生み出す農業を展開していくことが求められます。

④ 市民がもっと「農」に関わり、楽しみ、支える役割の創出

- ・ 農業は、新鮮で安全な農産物の提供、身近な農業体験や食育の場、環境保全など多面的機能を持ち、その恩恵を市民みんなが受けています。そうした明石市の農業を、市民は市内の農産物を食べることで応援できます。
- ・ 市民アンケートによると、農に関する活動に関わりたい意向も高くなっています。そうした意向等も踏まえ、将来の明石を担う子どもをはじめ、市民がもっと明石市の農業に関わり、楽しみ、支える役割を拡大していくことが重要です。

⑤ 明石の特色である「ため池」や「海」を活かした取組

- ・ 明石市の農業関連分野での大きな特徴に、市内に点在する多くの「ため池」や、水産業が盛んな「海」の存在があります。こうした「水」関係の資源は、農業にとっても環境にとっても重要な役割を担っています。明石市の特徴を活かした農業や環境の取組を進めていくことが重要です。

第3章 明石市農業の将来像と基本的な考え方

1. 将来像

明石市は瀬戸内海や砂浜、ため池、水田などの豊かな自然と、古くから源氏物語の舞台として登場するような歴史や文化、そして、発達した商工業や交通機関など、高い都市機能を持ち合わせています。こうした明石市の恵まれた都市資源を活用し、明石市第5次長期総合計画が目指す「ひと まち ゆたかに育つ 未来安心都市・明石」を実現するために、農業者、市民、農業者団体、行政などの関係機関が連携し、新たな明石市農業の確立に努力していきます。そこで、10年先を見通した将来像を以下のとおり設定します。

**市民みんなが農業を支え 農業が元気になる
そして明石全体が豊かになる**



2. 基本的な考え方

将来像「市民みんなが農業を支え 農業が元気になる そして明石全体が豊かになる」の実現に向けて、現状と課題を分析した上で、3つの基本的な考え方を設定します。

I 農業を「魅力ある産業」とする

農業経営基盤の強化を図り、魅力・活力ある産業としての農業の確立を目指します。これとあわせ、集落営農*の組織化、新規就農の促進等を通じ、担い手の確保・育成に努めます。また、消費者ニーズに合った農産物、特産品の研究を進め、高付加価値型農業の展開を図り、安全・安心で自然環境に配慮した農業を推進します。

II 「水」をはじめとした「環境」を重視する

明石海峡を望む豊かな海と市内の107ヶ所のため池を明石固有の「水」資源と位置づけます。明石市が将来にわたり「水」と共生し、自然と環境の恵みを楽しむために、行政、市民、農業者、関係団体が協働し「水」資源を守り、育む農業を推進します。

III 「市民との協働」により明石市全体を豊かにする

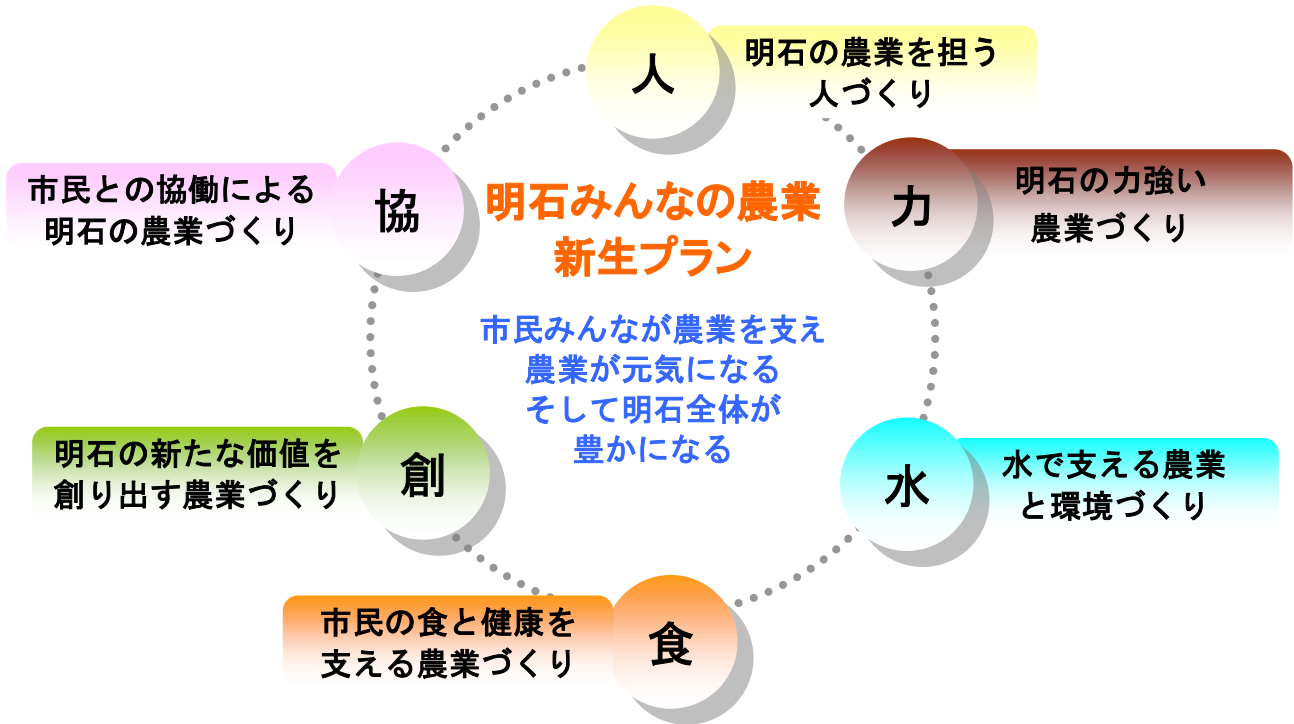
農業の多面的機能*を活かしながら、市民と農業者が協働し、農的空間の活用や「農」とのふれあいのあるまちづくりを進めます。また、市内で採れた安全で新鮮な野菜の供給、農業体験等を通じた市民との交流も含めた地産地消*を推進します。



3. 6つの戦略とその考え方

明石市農業の将来像を実現するために、基本的な考え方を踏まえ、以下に示す6つの戦略を設定します。

【戦略のイメージ図】



戦略1	人	明石の農業を担う人づくり
-----	---	--------------

明石市の農業は他地域と同様に、農家の高齢化が進み、後継者不足が顕著に見られます。このため、中核的な担い手である認定農業者*や営農組合をはじめ、新規就農者*、法人、女性・高齢農業者など、さまざまな農業の担い手を育成することが急務であり、「人」づくりの視点から一つの重要な戦略として設定します。

戦略2	力	明石の力強い農業づくり
-----	---	-------------

明石市の農業は、兼業農家*や自給農家が多く、専業農家*や販売農家*の占める割合が低いことから、一人あたりの農業生産量や農業所得も低く、産業としての脆弱さが目立っています。明石市の農業を再生するためには、経営規模の拡大や農作物の品質向上等、効率的で安定的な農業へ転換することが必要であり、「力」強い農業を目指す視点から一つの戦略を設定します。

戦略3	水	水で支える農業と環境づくり
-----	----------	----------------------

明石市の農業を支え、良好な環境を維持している代表的な資源は、多くのため池と豊かな瀬戸内海などの「水」です。将来にわたり自然や環境の恵みを楽しみ、農業の継続的な発展のために、明石市の特徴的な「水」を中心とした環境を保全し、活用する視点から一つの戦略を設定します。

戦略4	食	市民の食と健康を支える農業づくり
-----	----------	-------------------------

人間の健康づくりの基本の1つは「食」であり、その「食」を産み出す産業が農業です。明石市の農業で市民すべての「食」を供給することはできませんが、可能な限り地産地消を高め、市民の健康を支える安全・安心な農産物を供給し、市民もそれを買う支えることが大切です。そうした市民の食と健康を支える視点から「食」を一つの戦略として設定します。

戦略5	創	明石の新たな価値を創り出す農業づくり
-----	----------	---------------------------

グローバル化が進む中、明石市の農業の特徴や優位性を打ち出していく必要があります。また、消費者の加工品や外食等へのニーズも高まっており、農業と食関連の事業者との連携が求められています。6次産業化*や農漁商工の連携を進めるなど、新たな価値を「創」り出す視点から一つの戦略を設定します。

戦略6	協	市民との協働による明石の農業づくり
-----	----------	--------------------------

明石市の農業は、農産物の提供、食育*の場、環境保全など多面的な機能を持ち、その恩恵を市民みんなが受けているとともに、市民農園*をはじめ、子どもから高齢者まで、市民がさまざまな形で農業と触れ合える機会を生み出しています。一方、農業者の減少・高齢化が進んでおり、明石市の農業を農業者のみで支えることは難しくなっています。そのため、市民、農業者、事業者、行政などが「協」働して、明石市の農業を育てる視点から一つの戦略を設定します。

第4章 6つの戦略における具体的な施策

6つの戦略にそった合計28の施策と、その達成度を測る指標を下記のとおり設定します。なお、指標については、各戦略の達成度を測るための1つの目安として設定するものです。

1. 戦略1『人』：明石の農業を担う人づくり

戦略1を進めるために認定農業者*等の中核的農業者の育成をはじめ、若者を中心とする次代を担う就農者の確保・育成、集落営農*組織の育成、女性農業者や高齢農業者の育成・支援、一般企業等の農業への参入の促進など、意欲ある多様な担い手の確保・育成に取り組みます。

施策	施策項目	実施体制					実施期間			
		◎：主体 ○：連携・支援					前期	中期	後期	
		農業者	市民	JA	市	県				その他
(1) 認定農業者の育成・支援	①認定・育成の支援 市の農業の中心的な担い手である認定農業者についてさらなる育成に努めます。	○		○	○	○	◎ 担手協	●	→	
	②研修、技術交流の支援 認定農業者の経営スキルのアップや技術向上を図るため、認定農業者相互の情報交換や技術交流、研修会などの開催を支援します。	○		○	○	○	◎ 担手協	●	→	
(2) 女性・高齢農業者の育成・支援	①女性農業者の育成・支援 女性農業者の情報交流の場をつくり、農業経営への参画や地域資源*を活用した加工や販売等に関わる活動を促進します。	○		○	◎	○		●	→	
	②高齢農業者への支援 高齢農業者がこれまで培った知識や技術や経験を生かし、若い農業者や新規就農者*への技術研修や市民農園*で指導するような機会を設け、生涯現役で農業や地域活動に取り組めるように支援します。	○		○	◎	○			●	→
(3) 集落営農組織の育成・支援	①集落営農組織設立支援 地域農業の生産性向上、生産活動の維持を図るため、地域の実情を勘案した集落営農組織の設立を支援します。	○		○	◎	○			●	→
	②集落営農組織の運営に関する人材育成 集落営農の組織化だけでなく、運営支援や集落営農組織を担う人材の育成を支援します。	○		○	○	◎			●	→

※ 担手協：明石市担い手育成総合支援協議会*の略

施策	施策項目	実施体制					実施期間		
		◎：主体 ○：連携・支援					前期	中期	後期
		農業者	市民	JA	市	県			
(4) 新規就農者の育成・支援	①個人、NPO、企業等からの就農支援 新規就農者として、若者をはじめとする就農希望者、NPO、企業など幅広い人材の確保・育成を推進するため、個々の希望する就農形態等に即した情報提供、明石市内の農業者を中心とした実習先の確保等、新規参加者がスムーズに就農できるシステムの構築を図ります。	○		○	○	○	○	●	→
	②就農開始時の支援 新規就農者に対して、国、県と連携し、農地の確保や機械・施設の整備等の支援を行い、円滑に就農が開始できる環境づくりに努めます。			○	◎	○			●
(5) 農業関係団体の連携強化	①農業関係団体の連携強化 市、県、JA、園芸連*、再生協*、担手協、営農技術協議会*などの農業関係団体が、連携強化を図り、農業経営の継続・発展の支援や技術開発などに取り組みます。	○		○	◎	○		●	→

※ 地就支センタ：地域就農支援センター*の略

※ 再生協：明石市農業再生協議会*の略

※ 園芸連：明石市園芸連合会*の略

※ 営農技術協議会：明石市営農技術協議会*の略

【戦略の達成度を測る指標】

項目	現状値 (平成 23 年度)	10 年後の値 (平成 33 年度)
認定農業者数 (人)	47	50
集落営農数 (地区)	3	5
新規就農者数 (人)	—	40 ※10年間の累積数
研修会の年間実施回数 (回)	1	3

- ・ 明石市の農業の担い手の中心となるのは、認定農業者、集落営農、新規就農者であることから、この3項目を目安にして指標を設定。
- ・ 認定農業者については、高齢化が進み10名程度のリタイアが見込まれるが、これに変わる新たな農業者を13名程度増加する数値を設定。
- ・ 集落営農については、ほ場整備*実施地区には、できる限り営農組合を設けるような方向で指標を設定。
- ・ 新規就農者数については、農家子弟、退職就農者、それ以外の新規参加農家、法人等を含む。

2. 戦略2『力』：明石の力強い農業づくり

戦略2を進めるために、規模拡大に意欲のある担い手に優良農地*を集積し、農産物の生産性や効率性の向上を図ります。また、農業用機械の共同化を推進し、労働力の効率化と省力化に取り組みます。

施策	施策項目	実施体制					実施期間		
		◎：主体 ○：連携・支援					前期	中期	後期
		農業者	市民	JA	市	県			
(1) 生産基盤の強化	①ほ場整備*、施設整備等の支援 ほ場整備、施設整備等の農業生産力を支える重要な役割を担う農業生産基盤*について、効率的、効果的な保安全管理・整備が行えるように支援します。	○		○	◎	○			●→
	(2) 耕作放棄地*の解消	①農地パトロール*実施による耕作放棄地解消に向けた支援 農業委員会*は、遊休農地等の確認や調査、農地転用*違反の発生防止等を目的とした農地パトロールを実施します。				○	○	◎ 農業委員会	●→
(3) 農地利用の促進	②耕作放棄地の情報収集体制の確立 耕作放棄地に関する情報収集体制を確立し、農地の整備や利用状況等に関する農地情報（地図情報）を整備するなど、農地の再生利用を促進します。				◎	○	○ 農業委員会	●→	
	①農地の利用集積*促進 地域の実情を勘案しつつ、認定農業者をはじめ意欲ある多様な農業者への農地の利用集積を促進します。	○			◎	○	○ 農業委員会	●→	
(4) 生産組織の強化	②農地貸借の促進・支援 農業委員会等と連携し、農地の所有者の委任を受け、その者を代理して農地の貸付を行うこと等を内容とする農地利用集積円滑化事業*を推進します。			◎	○	○	○ 農業委員会	●→	
	①農作業受託法人の設立支援 JAの育苗センターの活用、大型コンバインによる稲刈りやふあ〜みんサポートシステム*（JA兵庫南）、営農組合への共同利用機械の導入支援などこれまでの取組を推進するとともに、地域の実情を勘案しながら、農作業受委託組織*の育成・確保を支援します。	○		◎	○	○		●→	

施策	施策項目	実施体制					実施期間			
		◎：主体 ○：連携・支援					前期	中期	後期	
		農業者	市民	JA	市	県				その他
(4) 生産組織の強化 (続き)	②園芸連合会*の取組強化 園芸連合会で品種比較試験を実施し、明石の気候風土に合い、市場評価のよいものを園芸連合会の奨励品種として認定し、種子代の一部を助成します。	○		○	○	○	◎ 園芸連	●	→	
	③市場との連携強化 卸売市場関係者、小売業者等との連携を図り、消費者ニーズなどの情報を農業者に提供することにより、市場への新鮮な農産物の供給を促進強化します。	○			○	○	◎ 卸売関係者	●	→	
(5) 堆肥供給システムの支援	①耕畜連携による土づくりへの支援 園芸連合会と協力し、耕種農家*と畜産農家の連携による堆肥の利用促進を図ります。	○		○	○	○	◎ 園芸連	●	→	
(6) 農業技術の向上支援	①技術の伝承・交流の機会づくり 農業者の技術、経営能力向上を目的に、農業者同士が交流する機会を作り、栽培や経営に関する情報交換や技術伝承を行えるように支援します。	○		○	○	○	◎ 担手協		●	→
	②園芸連合会を活用した新技術普及の支援 園芸連合会を中心に栽培技術の向上、開発に取り組むとともに、その技術の普及を推進します。	○		○	○	○	◎ 園芸連	●	→	

※ 園芸連合会：明石市園芸連合会の略

【戦略の達成度を測る指標】

項目	現状値 (平成23年度)	10年後の値 (平成33年度)
ほ場整備地区数 (地区)	5	8
農地利用集積面積 (ha)	30	40
堆肥供給量 (t)	600	600

- ・ ほ場整備地区数については、明石市農業振興地域整備計画の中で示されている未実施の農用地区域*の地区(清水新田地区、中ノ番地区、松陰新田地区)数を設定。
- ・ 農地利用集積面積については、新規就農者10人が、1人あたり0.5ha所有し、認定農業者のうち5人が1ha経営農地*を増やすという数値を設定。
- ・ 堆肥供給量については、酪農家が減少傾向にあるので、現状維持することを指標として設定。

3. 戦略3『水』：水で支える農業と環境づくり

戦略3を進めるために、瀬戸内海とため池の豊かな「水」資源を最大限活用した農業を進めます。市民に身近な農業、農業景観の価値を周知するとともに、市民と農業者が協働で地域の景観や環境を創り出す取組を推進します。

施策	施策項目	実施体制						実施期間		
		◎：主体 ○：連携・支援						前期	中期	後期
		農業者	市民	JA	市	県	その他			
(1) ため池の活用	①ため池クリーンキャンペーンの推進 地域住民と農業者の協働で取り組んでいるため池クリーンキャンペーンをさらに推進します。	○	○		○	○	◎ ため池協	●	→	→
	②いなみ野ため池ミュージアム*と連携した啓発と市民の参画 ため池協議会を核に、ため池・水路の日常管理を地域と協働で行う活動を支援します。	○	○		○	○	◎ ため池協	●	→	→
(2) ため池・水路の保全	①ため池・水路の補修・整備 農業用水を確保していくために、ため池・水路の補修・整備を行います。	○			◎	○		●	→	→
	②水質改善・不法投棄対策の実施 ため池等の水質改善・不法投棄などの対策及び処置を講じます。	○	○		◎	○		●	→	→
(3) 里と海の「協働」支援	①水産業関係者への協力支援 ため池管理者と漁業関係者の協働によるかいぼり*(池干し)を行い、ため池の栄養分を川を通して海へ送り、「豊かな海の再生」をめざす取組を支援します。また、水産物や農産物の残渣*の肥料化等の検討を行います。	○			◎	○	○ 市漁連* ○ ため池協	●	→	→
(4) 農地の多面的機能*の啓発	①農業や農地が持つ多面的機能の住民への啓発 農業や農地が持つ、国土保全、景観形成、防災等の多面的機能の住民への啓発を行います。また、農業者には景観作物(レンゲ・コスモス)の助成を行い農地の有効活用を図ります。	○	○	○	◎	○		●	→	→
	②有害鳥獣・特定外来生物*の駆除 農作物に被害を与える有害鳥獣・特定外来生物の駆除を行います。	○	○		◎	○	○ 猟友会*	●	→	→

※ ため池協：地域ため池協議会の略

※ 市漁連：明石市漁業組合連合会*の略

【戦略の達成度を測る指標】

項目	現状値 (平成23年度)	10年後の値 (平成33年度)
クリーンキャンペーン(回数)	20	25
ため池協議会(地区数)	12	17
里と海の協働取組(池数)	16	30

- ・「水」の中心施策は、農業サイドからは、「ため池」に関連するものであることから、ため池に関する3つの主要な項目を指標として設定。
- ・現在、すでに多くの地域で水辺空間の維持活動が実施されているが、今後さらに、ため池整備事業等で、日常の維持管理や防災目的のため池協議会を5つ程度増やす必要があることから17地区を指標として設定。
- ・クリーンキャンペーンについては、ため池協議会の増加に付随して、増加が見込まれる数値を設定。

地域住民と農業者・漁業者等によるため池の維持管理の取組



子ども達のかいぼり体験



4. 戦略4『食』：市民の食と健康を支える農業づくり

戦略4を進めるために、地産地消*の推進、学校給食における地元農産物の普及、安全・安心な農産物の供給、そして食育*を推進します。

施策	施策項目	実施体制					実施期間		
		◎：主体 ○：連携・支援					前期	中期	後期
		農業者	市民	JA	市	県			
(1) 地産地消の推進	①直売所への出荷促進 品揃えの充実や年間を通じた商品の安定供給、品質の確保、適正価格の設定などにJA、普及センター等と連携し取り組みます。	○		◎	○	○		●	→
	②明石産農産物の販売チャンネルの充実化促進 市内農産物の販売促進のために、直売所だけでなく小売店との連携など販売チャンネルの充実化を促進します。	○		◎	○		○ 流通業者	●	→
	③明石産農産物の加工品や飲食店での利用促進 市内の飲食店で市内農産物の利用を促進します。	○		○	◎		○ 飲食店	●	→
(2) 学校給食における地元農産物の普及	①学校給食用農産物の契約栽培の検討 学校給食における市内農産物の利用を推進するために、教育委員会等との連携を強化するとともに、学校給食用農産物の契約栽培について検討します。	○		◎	○		○ 教育委員会	●	→
	②学校給食における日本型食生活*の推進 学校給食を通じた日本型食生活の推進について検討します。		○		◎	○	○ 教育委員会	●	→
(3) 安全・安心な農産物の供給支援	①環境創造型農業*の推進支援 園芸連合会で試験栽培を実施し、栽培技術の向上を図ります。また、減農薬栽培に関しては、キャベツ、ブロッコリー栽培でのフェロモントラップ*、黄色蛍光灯*の購入費の一部助成する等、環境創造型農業を促進します。また再生協は、国の環境保全施策を推進します。	○		○	○	○	◎ 園芸連 ○ 再生協	●	→
	②エコファーマー*の育成 米・野菜・果樹等の生産において、環境に配慮した栽培方法を実践するエコファーマーの育成を支援します。	○		○	○	◎		●	→
	③ひょうご安心ブランド*認証取得の支援 県の認証制度の活用を図ります。	○		○		◎		●	→

施策	施策項目	実施体制					実施期間			
		◎：主体 ○：連携・支援					前期	中期	後期	
		農業者	市民	JA	市	県				その他
(4) 食育の推進	①食育推進計画と連携した各種取組の実施 明石市食育基本方針を踏まえ、食文化の世代間交流、地産地消の推進など農業の観点から食育を推進します。		○		◎	○			●	→
	②兵庫県と連携したごはん食推進の取組実施 兵庫県が進める「おいしいごはんを食べよう県民運動*」と連携し、日本型食生活の啓発活動を進めます。		○		○	◎				●

【戦略の達成度を測る指標】

項目	現状値 (平成 23 年度)	10 年後の値 (平成 33 年度)
直売所の売り上げ (円)	5 億 4 千万	6 億
県認証制度登録数 (農畜産物の品目)	23	30

- ・ 安心・安全な明石産農産物の供給の支援、地産地消の推進という観点から、2つの項目を設定。
- ・ 直売所については、現在頭打ちしていることから、微増の売り上げ高を設定。

黄色蛍光灯を利用した環境創造型農業の取組



5. 戦略5『創』：明石の新たな価値を創り出す農業づくり

戦略5を進めるために、明石産の農産物を「明石ブランド」として販路の拡大、生産量の増大を図ります。また、農漁商工連携により、付加価値の高い農産物や加工品の開発など創意工夫ある取組を推進します。

施策	施策項目	実施体制						実施期間				
		◎：主体 ○：連携・支援						前期	中期	後期		
		農業者	市民	JA	市	県	その他					
(1) 高付加価値化*の推進と新商品開発の支援	①明石産農産物の高付加価値化の推進 知名度の高いタイやタコ等の水産物と連携したプロモーション活動*の実施や生産体制・販売・企画力等の一体的な強化を行い、高付加価値化を図る取組を促進します。	○		○	◎	○				●	→	
(2) 農商工連携の推進（6次産業化*の支援）	①農業者と食品製造者、飲食店等との商談会 農業者と食品製造者、飲食店等との商談の場を設け、明石産農産物を利用した加工食品等の新しい需要の創出を支援します。	○		○	◎						●	→
	②食の名物づくりの支援 飲食店、食品製造者、市民等による新たな明石の食の名物の商品開発を支援します。	○	○	○	◎						●	→
(3) 特産農産物を活かした観光農園*の開設支援	①観光農園の開設支援 いちご、トマト、ブルーベリー等の観光農園を開設する際に観光農園の経営、運営に関する情報提供、地域との調整などの支援をします。	○		○	◎						●	→

※ 地産地消実委：明石市地産地消推進実行委員会*の略

【戦略の達成度を測る指標】

項目	現状値 (平成23年度)	10年後の値 (平成33年度)
農業者と商業者の商談会（回数）	—	10 ※10年間の累積数
開発された農産加工品のアイテム数（品目）	0	10

- ・ 明石産農産物の高付加価値化に向け、販路拡大や農漁商工連携が必要である。全く新しい取組であるため、1年につき1回、1品目という目標を設定。

【明石産農産物について③】

◆いちご

「清水のいちご」と言えば知る人ぞ知る逸品。約50年前に兵庫県で育成された品種“宝交早生”で高い技術を次々と駆使して全国をリードしたのが有名。クリスマスケーキにいちごがのるようになったのは明石のおかげと言われている。

- 主な生産地：魚住町清水
- 収穫時期：12月～6月



◆スイートコーン

早朝4時頃から収穫を始め“朝どりスイートコーン”として店頭に並べられている。一株一果どりで栽培技術が高く、見事な粒張り、色上がりが特徴です。甘くて美味しいスイートコーンは鮮度が命である。

- 主な生産地：魚住町、二見町
- 収穫時期：6月～8月



◆トマト

あまり知られてないが明石を代表する夏野菜。戦後まもなく栽培が始まり、いちご同様に明石の農業者の技術力が全国的に評価された。品質そろいが良く味の濃いトマト作りは今も受け継がれている。

- 主な生産地：市内各所
- 収穫時期：一年中



◆ぺっちゃんうり

漬け物用に“青うり”“ぺっちゃんうり（まくわうり系）”が生産されているのも明石の特長。青うりは奈良漬けなどに、ぺっちゃんうりはほのかな甘みの浅漬けとして夏場の食欲を誘ってくれる。明石の伝統野菜のひとつである。

- 収穫時期：7月～9月



6. 戦略6『協』：市民との協働による明石の農業づくり

戦略6を進めるために、農業に関する情報提供や農業者と市民との交流の機会、市民農園等の農業体験の場を拡充するとともに、農業者と市民が協力・協働する体制をつくり、市民生活に農業、農業環境を活かしたまちづくりを行います。

施策	施策項目	実施体制					実施期間				
		◎：主体 ○：連携・支援					前期	中期	後期		
		農業者	市民	JA	市	県				その他	
(1) 市民農園の拡充	①民間型市民農園の開設支援 市民農園のニーズが高まるなかで、営農組合や農業者、企業等による民間型市民農園の開設を促進します。	○		○	◎	○			●	→	
(2) CSA*（市民協働型農業）の推進	①集落を基盤としたコミュニティ農園*の推進支援 自治会、農会*による地域の取組、イベントに対する助成や集落を基盤としたコミュニティ農園の設立・運営等のCSAの実施を支援します。	○	○		◎		○	自治会	●	→	
(3) 学校農園*の拡充	①学校と周辺農家とのマッチングの支援 小学校等の教育田への支援を継続するとともに、学校農園の拡充に向けて、学校と周辺の協力農業者のマッチングを支援します。	○			◎		○	教育委員会	●	→	
(4) 市民へのプロモーション	①農業体験イベント等の推進 農業や明石産農産物への理解を深めるために、体験イベント等を推進します。	○	○	○	○	○	◎	地産地消実委	●	→	
	②明石市農業に関する情報発信の強化 市の広報等を活用し、農業に関する情報発信の強化を行います。			○	◎	○			●	→	
	③市民との交流や意見交換の推進 市民と農業者が交流や意見交換ができる機会を作っていきます。	○	○	○	◎	○			●	→	
(5) 市民農業サポーター育成	①市民農業スクールの開催とサポーター登録制度の制定 農業に関する一定の知識と技術を習得するために、市民農業スクールを開催し、農業サポーターを育成します。あわせて、サポーターの登録制度を制定し、サポーターの活用を図ります。	○	○	○	◎	○				●	→

施策	施策項目	実施体制					実施期間		
		◎：主体 ○：連携・支援					前期	中期	後期
		農業者	市民	JA	市	県			
(6) 企業との連携	①市内企業のCSR*等による援農のマッチング支援 市内製造業やサービス業など一般企業のCSRによる援農ニーズの掘り起こしと農業者とのマッチング支援を行います。				○	◎			●→

【戦略の達成度を測る指標】

項目	現状値 (平成23年度)	10年後の値 (平成33年度)
市民農園（農園数）	21	25
コミュニティ農園（農園数）	1	5
学校農園（農園数）	3	10

- ・ 市民が農業者と協働し、農業に触れ合える機会の増加を判断する目安として、3つの項目を設定。
- ・ 市民農園は主体が民間に委ねられることもあり、微増とした指標値を設定。
- ・ コミュニティ農園、学校農園は子どもたちに食と農を伝える観点から、地域農会や学校に積極的に働きかけるなどして大幅な増加を目指す数値を設定。

明石市内の市民農園の様子



第5章 重点プロジェクト

1. 重点プロジェクトの位置づけ

重点プロジェクトは施策の中で特に優先順位の高い施策で、他の施策に対する波及効果が高いもの、さらには取組主体等が分野横断的であり、総合的な推進が必要なものとして選定しています。

本計画の開始から当面 3～5 年程度重点的に取り組むもので、進捗状況や時代の変化に応じて柔軟に見直していきます。重点プロジェクトは以下の6つとします。

【重点プロジェクト】（右のアイコン：第3章と第4章の「6つの戦略」との関係を示しています）

(1) 明石の農業の担い手を育てようプロジェクト
－農業技術の伝承・育成・開発－

人 力 水 食 創 協

(2) 優良農地*を活用しようプロジェクト
－ほ場整備*地区の総合的な営農支援－

人 力 水 食 創 協

(3) 明石の里と海をつなごうプロジェクト
－水の循環でため池・農地等と海を結ぶ－

人 力 水 食 創 協

(4) 明石の野菜を食べよう・発信しようプロジェクト
－地産地消*と高付加価値化*－

人 力 水 食 創 協

(5) 市民が農を楽しみ・支えようプロジェクト
－観光農園*・市民農園*・コミュニティ農園*－

人 力 水 食 創 協

(6) 明石の食と農で子どもを育てようプロジェクト
－学校農園*・食育*・環境学習－

人 力 水 食 創 協

2. 重点プロジェクト

関係する戦略

人 力 水 食 創 協

(1) 明石の農業の担い手を育てようプロジェクト —農業技術の伝承・育成・開発—

■ 趣旨

農業振興の基本は、確かな技術を持った元気な担い手がいることです。明石で培われた農業技術を活かしつつ、その伝承や育成、新たな技術の開発を推進します。

■ 内容

① 認定農業者*等の経営力を高めるための研修会の開催

- ・ 明石市担い手育成総合支援協議会*（以下「担い手協議会」という）が中心となって、明石市の特産物である「いちご」「キャベツ」「ブロッコリー」「スイートコーン」「軟弱野菜*」「トマト」などの研修会を、年1回以上開催します。
- ・ 研修会では、栽培方法、出荷方法などについて研究を深め、お互いに学び合い、生産力、技術力、経営力を高めます。

② 新規就農者*等を増やすための説明会・研修会等の開催

- ・ 担い手協議会が中心となり、若者をはじめ新規就農に関心・意欲のある人を対象に、農業経営に関わる情報を提供するなど、就農に向けた研修や補助制度等に関する説明会を開催します。また、実際に就農した際には、熟練農業者から生産技術を学べる機会を提供できるよう努めます。
- ・ 担い手協議会が中心となり、明石市内での新規就農を促すために、新規就農者個々が、希望する就農形態等に即し、市内の先進的な取組を行っている農業者に技術の伝承が得られるように、実習先の確保等に努めます。

③ 農業技術向上のための助成

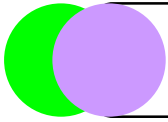
- ・ 明石市の振興作物を定めた上で、園芸連合会*が中心となり、新技術導入のための栽培試験や生産振興を目的とした種子代や資材購入への助成を行います。

■ 実施体制

- 主体： 担い手協議会、園芸連合会
- 連携・支援： JA、認定農業者、県就農支援センター

■ 実施スケジュール

	平成24年	平成25年	平成26年	平成27年	平成28年
① 認定農業者等の経営力を高めるための研修会の開催	毎年1回以上開催				
② 新規就農者等を増やすための説明会・研修会等の開催	毎年説明会を開催予定				
③ 農業技術向上のための助成	取組の実施				



(2) 優良農地を活用しようプロジェクト

—ほ場整備地区の総合的な営農支援—

■ 趣旨

ほ場整備地区は、農地や水路、農道など営農基盤が整った優良農地であり、その優良農地を、明石市の農業のモデルとして有効活用することを促進します。

■ 内容

① 農地の利用集積*の推進

- 市は農業委員会*と連携し、農地パトロール*により作成した耕作放棄田リストに加え、営農継続が困難な農家等から貸付けできる優良農地を掘り起こし、データベース化して整備します。そのデータベースを活用し、農地の貸借について認定農業者や新規就農者等の担い手へ紹介し、利用集積を進めます。
- また、これと連動して農地利用集積円滑化事業*の活用も積極的に推進します。

② 営農組合や認定農業者等担い手の経営の支援

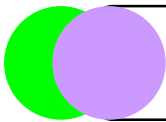
- 市はほ場整備地区において、集落単位の地域の自発的な営農組合の立ち上げを支援するとともに、県普及センター、JAと連携し、地域にふさわしい経営戦略・営農モデルの確立を支援します（特産物づくり、市民農園、観光農園等）。さらに、関係機関が連携し、計画的かつ発展的な農業ができるような支援も検討します（認定農業者、中核農家、企業、法人の誘致の検討）。
- 既存の営農組合（東江井・西江井・清水浜西）においては、行政と地域が協力し、地域に合った実践可能な営農計画を策定し、推進を支援します。
- 明石市農業再生協議会*は営農組合や認定農業者が栽培する振興作物等についての支援を検討します。

■ 実施体制

- 主体：市、農業委員会、明石市農業再生協議会
- 連携・支援：県普及センター、JA、営農組合、農会*

■ 実施スケジュール

	平成 24 年	平成 25 年	平成 26 年	平成 27 年	平成 28 年
① 農地の利用集積の推進	調査・データベース作成				
		農業者への紹介			
② 営農組合や認定農業者等担い手の経営の支援	営農組合の設立・運営等に関する支援				
	認定農業者への経営支援				



(3) 明石の里と海をつなごうプロジェクト

－水の循環でため池・農地等と海を結ぶ－

■ 趣旨

農業用水は明石市内にあるため池、水路、農地などを巡り、栄養分と共に瀬戸内海に注ぎ込み、海水と混ざります。そして海水は蒸発し、雨となって里を潤すという水循環が形成されています。健全な農業が営まれ、良質の水が海に注ぐようになれば、魚介類も育ち、水産業も活性化します。こうした明石特有のメカニズムを踏まえて、健全な水循環を守り、それを活用します。

■ 内容

① ため池協議会の取組の活性化

- ・ ため池協議会はため池を適正に維持管理し、漁業者と連携して、栄養分を海に放流し、豊かな海づくりを推進します。また、漁業者に、ため池クリーンキャンペーン等への参加を呼びかけます。
- ・ 市は、ため池協議会について、新たな地区での設立を促進します。また、ため池協議会における水循環等に関わる学習活動の強化を促進します。

② 里と海との水循環を活かした明石産農水産物の高付加価値化

- ・ 行政、JA、漁協等の関係団体が連携し、魚や水産加工品と連携した農産加工品等の商品開発を促進します。
- ・ 市は、市漁連*等と連携し、里と海との健全な水循環を活用した取組を行うことにより、水産資源を増大し、「明石のり」の品質向上や魚介類、水産加工品の付加価値の向上を図ります。

③ 水産物・農産物残渣*の農地への有効活用の研究

- ・ 市は関係機関と連携し、水産物や農産物の残渣の堆肥化など、農地への有効な還元について研究を行います。

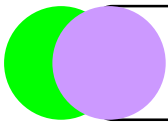
■ 実施体制

○主体：市、県、ため池協議会、明石市漁業組合連合会*

○連携・支援：いなみ野ため池ミュージアム*、農会（水利組合*）、自治会

■ 実施スケジュール

	平成 24 年	平成 25 年	平成 26 年	平成 27 年	平成 28 年
① ため池協議会の取組の活性化	協議会の設立・取り組み支援				
② 里と海との水循環を活かした明石産農水産物の高付加価値化	漁協との連携について検討		取組の実施		
③ 水産物・農産物残渣の農地への有効活用の研究	現状調査・試験的实施（実現可能性調査）				



(4) 明石の野菜を食べよう・発信しようプロジェクト
—地産地消と高付加価値化—

■ 趣旨

明石市の農業振興を図るためには、明石産農産物の市民による消費拡大と、付加価値の高い農産物や加工品づくりが必要です。そのための地産地消を高める取組と、対外的に発信できる商品開発や販路開拓等の支援を行います。

■ 内容

① 明石の野菜の高付加価値化と販路拡大の促進

- ・ JA、市、県、流通業者などが連携し、明石の気候風土に合う農産物の高付加価値化について、県の「ひょうご安心ブランド農産物*」認証制度を活用しつつ、その枠組みを検討していきます。
- ・ 園芸連合会は、「いちご」「キャベツ」「ブロッコリー」「スイートコーン」「軟弱野菜」「トマト」等の高付加価値化を支援します。
- ・ 市は、JA と連携し、明石の野菜の高付加価値化を図るため、京阪神の百貨店やスーパー等における物産展の開催などの実現に向けた支援を検討します。

② 地産地消の促進

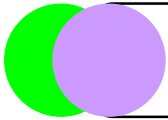
- ・ JA は農業者への営農指導の強化等により、市内の直売所への出荷数量や出荷品目の拡大を促進します。
- ・ 明石市地産地消推進実行委員会*が中心となり、市内の流通事業者と農業者や直売所との商談の機会を設けるなど、市内の販売チャンネルの拡大支援を行います。

■ 実施体制

- 主体：市、JA、県、明石市地産地消推進実行委員会、園芸連合会、
- 連携・支援：明石市地方公設卸売市場、わはは塾*、流通・飲食事業者、明石商工会議所、消費者団体、漁業協同組合

■ 実施スケジュール

	平成 24 年	平成 25 年	平成 26 年	平成 27 年	平成 28 年
① 明石の野菜の高付加価値化と販路拡大の促進		明石産農産物の高付加価値化の枠組み検討			
	京阪神等での物産展の開催				
② 地産地消の促進	直売所への出荷数量・品目拡大促進		取組の実施		
	生産者と流通業等の商談会開催				



(5) 市民が農を楽しみ・支えようプロジェクト

－観光農園・市民農園・コミュニティ農園－

■ 趣旨

本計画の将来像である「市民みんなが農業を支え 農業が元気になる そして明石全体が豊かになる」を実現するためには、市民と農業との具体的な接点をつくり、できる限り市民に農業への関心を持ってもらうことが大切です。その方法として、観光農園、市民農園、コミュニティ農園を増やしていきます。

■ 内容

① 観光農園の開設促進

- ・市とJAが連携し、農業者がいちご、トマト、ブルーベリー等の観光農園を開設することについて支援をします。

② 市民農園の開設促進

- ・市は営農組合や個人・企業等の民間が運営する市民農園の開設を促進します。

③ コミュニティ農園の促進

- ・市は地域の自治会（農会）が、地元の農地で明石の特産物等を植付け、収穫するイベント等を支援し、市民の農業への理解を深め、地域コミュニティの再生に寄与する取組を「コミュニティ農園」として位置づけ、その取組を促進します。
- ・将来的には、CSA*への発展を促進します。

④ 市民と農業者との交流の促進

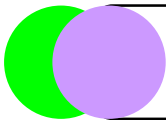
- ・市は農家の協力を得て、市民が農作物の収穫体験等を行う取組を支援します。市民が農業や食について身近に感じ、理解を深めてもらい、農業者が市民の意見を直に聞くなど、市民と農業者との交流を促進します。

■ 実施体制

- 主体：市、JA
- 連携・支援：農会、自治会、営農組合

■ 実施スケジュール

	平成 24 年	平成 25 年	平成 26 年	平成 27 年	平成 28 年
① 観光農園の開設促進	開設支援				
② 市民農園の開設促進	開設支援				
③ コミュニティ農園の促進	自治会単位での農業イベントの支援（明石式 CSA の検討）				
④ 市民と農業者との交流の促進	農業体験を実施する農家の支援（農家の募集、取組検討）				



(6) 明石の食と農で子どもを育てようプロジェクト
 —学校農園・食育・環境学習—

■ 趣旨

明石市の農業振興、さらに農業の社会的位置づけの向上、そして健全な人間形成のためにも、将来を担う子どもたちへ食と農のすばらしさや大切さについて学んでもらうことは非常に重要です。そのために、身近にある明石の農産物や農地などを、貴重な教材として活用し、子どもたちが学べる機会を増やしていきます。

■ 内容

① 小学校等と地域が連携した食と農の学習促進

- ・ 市は、教育委員会と連携し、子どもたちが学校農園又は近隣農地での農産物の植付・収穫体験、かいぼり*等ため池と触れ合う機会を増やします。さらに、学校農園で採れた農作物の給食、調理実習での利用などを行い、食育・環境学習に役立てます。
- ・ 食と農の学習を進めるために、市は小学校等に対してニーズ調査を行った上で、希望する学校等について、農会等と調整し実現に向けて支援を行います。

② 日本型食生活*の推進

- ・ 市は、県が推進する「おいしいごはんを食べよう県民運動*」と連携し、子どもや子育て中の親を中心に明石産の野菜や魚の消費促進も含め、日本型食生活の推進を呼びかけます。

■ 実施体制

○主体：市、教育委員会

○連携・支援：農会、自治会、ため池協議会、明石市食育推進会議、明石市地産地消推進実行委員会

■ 実施スケジュール

	平成24年	平成25年	平成26年	平成27年	平成28年
① 小学校等と地域が連携した食と農の学習促進	ニーズ調査実施		学校農園の運営支援		
		農会との協議・調整			
② 日本型食生活の推進	「おいしいごはんを食べよう県民運動」(県が推進)と連携 明石市内で取組				
			日本型食生活推進運動の プログラム検討・実施		

第6章 計画の推進

1. 計画推進の考え方

本計画が着実に実施され、目的が十分に達成されるよう計画推進については以下の考え方を基本とします。

計画に関係する農業者をはじめとする農業者団体、市民、関連事業者、行政など各主体が各役割を認識して取り組むとともに、既存の関連団体等は、情報を共有し相互に連携を図ります。また、定期的に計画の進行状況を関係者間で、確認・評価しあいながら、将来像である「市民みんなが農業を支え 農業が元気になる そして明石全体が豊かになる」を実現するために、市民からの意見にも耳を傾けます。

2. 計画の推進体制および進行管理

(1) 計画推進の体制

計画推進について、主たる関係主体が情報を共有し、進行状況を確認・評価した上で、着実に取り組んでいきます。推進体制は、市が中心となり、兵庫県や農協、営農技術協議会*、担い手協議会等などの関連団体と相互に連携しながら、一丸となって計画の実現を目指します。また、市内部においても、農政担当課はもちろんのこと、関係各課とも方向性を共有し、より効率的・効果的な施策の実施に努めます。

(2) 進行管理

計画の着実な進捗をはかるため、市が中心となり、10年間の計画期間を通してPDCA*（計画・実行・評価・改善）サイクルによる進行管理を行います。進行管理については、施策の必要性和財政負担を勘案し、施策体系を前期、中期、後期の期間に区分し、施策の進行を点検、管理します。また、長期総合計画をはじめとする市の各種行政計画や国・県の農政計画・ビジョンとの整合性も図っていくこととします。

(3) 計画の見直し

計画の進捗状況や国の政策動向などに柔軟に対応するため、必要に応じて見直しを行います。また、計画の見直しを行うにあたっては、農業者をはじめ、関係機関、市民からの意見も踏まえながら行うこととします。

■ 明石市農業基本計画の概要 明石みんなの農業・新生プラン

第1章 計画の目的と位置づけ

1. 計画の目的

農業が将来にわたって地域の産業として成り立ち、また持続的に「農」を活かしたまちづくりを進めること

2. 計画の期間

平成24年～平成33年の10年間

3. 計画の位置づけ

上位計画・関連計画

(国)
「食料・農業・農村基本計画」

(兵庫県)
「ひょうご農林水産ビジョン」「東播磨地域農林水産ビジョン」

(明石市)
「明石市第5次長期総合計画」「明石市都市計画マスタープラン」等

第2章 明石市農業の現状と課題

【明石市農業の課題】

- ① 「業」としての農業を担う人材育成
- ② 農業者の所得向上と市民の食と健康を支えるさらなる地産地消の推進
- ③ 明石産農産物の高付加価値化と農商工連携
- ④ 市民がもっと「農」に関わり、楽しみ、支える役割の創出
- ⑤ 明石の特色である「ため池」や「海」を活かした取組

第3章 明石市農業の将来像と基本的な考え方

1. 将来像

市民みんなが農業を支え
農業が元気になる
そして明石全体が豊かになる

2. 基本的な考え方

- I 農業を「魅力ある産業」とする
- II 「水」をはじめとした「環境」を重視する
- III 「市民との協働」により明石市全体を豊かにする

3. 6つの戦略とその考え方

将来像を実現するために、基本的な考え方を踏まえ6つの戦略を設定します。

- 「人」 明石の農業を担う人づくり
- 「力」 明石の力強い農業づくり
- 「水」 水で支える農業と環境づくり
- 「食」 市民の食と健康を支える農業づくり
- 「創」 明石の新たな価値を創り出す農業づくり
- 「協」 市民との協働による明石の農業づくり



第4章 6つの戦略における具体的な施策

戦略	施策	施策項目
1 明石の農業を担う人づくり	(1) 認定農業者の育成・支援	①認定・育成の支援 ②研修、技術交流の支援
	(2) 女性・高齢農業者の育成・支援	①女性農業者の育成・支援 ②高齢農業者への支援
	(3) 集落営農組織の育成・支援	①集落営農組織設立支援 ②集落営農組織の運営に関する人材育成
	(4) 新規就農者の育成・支援	①個人、NPO、企業等からの就農支援 ②就農開始時の支援
	(5) 農業関係団体の連携強化	①農業関係団体の連携強化
2 明石の力強い農業づくり	(1) 生産基盤の強化	①ほ場整備、施設整備等の支援
	(2) 耕作放棄地の解消	①農地パトロール実施による耕作放棄地解消に向けた支援 ②耕作放棄地の情報収集体制の確立
	(3) 農地利用の促進	①農地の利用集積促進 ②農地貸借の促進・支援
	(4) 生産組織の強化	①農作業受託法人の設立支援 ②園芸連合会の取組強化 ③市場との連携強化
	(5) 堆肥供給システムの支援	①耕畜連携による土づくりへの支援
	(6) 農業技術の向上支援	①技術の伝承・交流の機会づくり ②園芸連合会を活用した新技術普及の支援
3 水で支える農業と環境づくり	(1) ため池の活用	①ため池クリーンキャンペーンの推進 ②いなみ野ため池ミュージアムと連携した啓発と市民の参画
	(2) ため池・水路の保全	①ため池・水路の補修・整備 ②水質改善・不法投棄対策の実施
	(3) 里と海の「協働」支援	①水産業関係者への協力支援
	(4) 農地の多面的機能の啓発	①農業や農地が持つ多面的機能の住民への啓発 ②有害鳥獣・特定外来生物の駆除
4 市民の食と健康を支える農業づくり	(1) 地産地消の推進	①直売所への出荷促進 ②明石産農産物の販売チャンネルの充実化促進 ③明石産農産物の加工品や飲食店での利用促進
	(2) 学校給食における地元農産物の普及	①学校給食用農産物の契約栽培の検討 ②学校給食における日本型食生活の推進
	(3) 安全・安心な農産物の供給支援	①環境創造型農業の推進支援 ②エコファーマーの育成 ③ひょうご安心ブランド認証取得の支援
	(4) 食育の推進	①食育推進計画と連携した各種取組の実施 ②兵庫県と連携したごはん食推進の取組実施
5 明石の新たな価値を創り出す農業づくり	(1) 高付加価値化の推進と新商品開発の支援	①明石産農産物の高付加価値化の推進
	(2) 農商工連携の推進(6次産業化の支援)	①農業者と食品製造者、飲食店等との商談会 ②食の名物づくりの支援
	(3) 特産農産物を活かした観光農園の開設支援	①観光農園の開設支援
6 市民との協働による明石の農業づくり	(1) 市民農園の拡充	①民間型市民農園の開設支援
	(2) CSA(市民協働型農業)の推進	①集落を基盤としたコミュニティ農園の推進支援
	(3) 学校農園の拡充	①学校と周辺農家とのマッチングの支援
	(4) 市民へのプロモーション	①農業体験イベント等の推進 ②明石市農業に関する情報発信強化 ③市民との交流や意見交換の推進
	(5) 市民農業サポーター育成	①市民農業スクールの開催とサポーター登録制度の制定
	(6) 企業との連携	①市内企業のCSR等による援農のマッチング支援

第5章 重点プロジェクト

- ・他の施策に対する波及効果が高いもの、取り組みが分野横断的であり、総合的な推進が必要なもの
- ・当面3～5年程度重点的に取り組む。

- (1) 明石の農業の担い手を育てようプロジェクト - 農業技術の伝承・育成・開発 -
- (2) 優良農地を活用しようプロジェクト - ほ場整備地区の総合的な営農支援 -
- (3) 明石の里と海をつなごうプロジェクト - 水の循環のため池・農地等と海を結ぶ -
- (4) 明石の野菜を食べよう・発信しようプロジェクト - 地産地消と高付加価値化 -
- (5) 市民が農を楽しみ・支えようプロジェクト - 観光農園・市民農園・コミュニティ農園 -
- (6) 明石の食と農で子どもを育てようプロジェクト - 学校農園・食育・環境学習 -

第6章 計画の推進

1. 計画推進の考え方

2. 計画の推進体制および進行管理

■ 明石市農業基本計画の施策一覧表

戦略	施策	施策項目	実施主体						実施期間			戦略の達成度を測る指標 (H23→H33)	
			農業者	市民	JA	市	県	その他	前期	中期	後期		
1 明石の農業を担う人づくり	(1) 認定農業者の育成・支援	①認定・育成の支援	○		○	○	○	◎	担手協	●			<ul style="list-style-type: none"> 認定農業者数(人) 47→50 集落営農数(地区) 3→5 新規就農者数(人) 40 ※10年間の累積数 研修会の年間実施回数(回) 1→3
		②研修、技術交流の支援	○		○	○	○	◎	担手協	●			
	(2) 女性・高齢農業者の育成・支援	①女性農業者の育成・支援	○		○	◎	○			●			
		②高齢農業者への支援	○		○	◎	○			●			
	(3) 集落営農組織の育成・支援	①集落営農組織設立支援	○		○	◎	○			●			
②集落営農組織の運営に関する人材育成		○		○	◎	○			●				
(4) 新規就農者の育成・支援	①個人、NPO、企業等からの就農支援	○		○	○	○		○	◎	担手協	●		
	②就農開始時の支援			○	◎	○				●			
(5) 農業関係団体の連携強化	①農業関係団体の連携強化	○		○	◎	○				●			
2 明石の力強い農業づくり	(1) 生産基盤の強化	①ほ場整備、施設整備等の支援	○		○	◎	○			●			<ul style="list-style-type: none"> ほ場整備地区数(地区) 5→8 農地利用集積面積(ha) 30→40 堆肥供給量(t) 600→600
		②耕作放棄地の解消				○	○		◎	農業委員会	●		
	(2) 耕作放棄地の解消	①農地パトロール実施による耕作放棄地解消に向けた支援				○	○		◎	農業委員会	●		
		②耕作放棄地の情報収集体制の確立				◎	○		◎	農業委員会	●		
	(3) 農地利用の促進	①農地の利用集積促進	○			◎	○		◎	農業委員会	●		
		②農地貸借の促進・支援			◎	○	○		◎	農業委員会	●		
	(4) 生産組織の強化	①農作業受託法人の設立支援	○		◎	○	○		◎	園芸連	●		
		②園芸連合会の取組強化	○		○	○	○		◎	園芸連	●		
		③市場との連携強化	○			○	○		◎	卸売関係者	●		
	(5) 堆肥供給システムの支援	①耕畜連携による土づくりへの支援	○		○	○	○		◎	園芸連	●		
(6) 農業技術の向上支援	①技術の伝承・交流の機会づくり	○		○	○	○		◎	担手協	●			
	②園芸連合会を活用した新技術普及の支援	○		○	○	○		◎	園芸連	●			
3 「水」で支える農業と環境づくり	(1) ため池の活用	①ため池クリーンキャンペーンの推進	○	○		○	○		◎	ため池協議会	●		<ul style="list-style-type: none"> クリーンキャンペーン(回数) 20→25 ため池協議会(地区数) 12→17 里と海の協働取組(池数) 16→30
		②いなみ野ため池ミュージアムと連携した啓発と市民の参画	○	○		○	○		◎	ため池協議会	●		
	(2) ため池・水路の保全	①ため池・水路の補修・整備	○			◎	○			●			
		②水質改善・不法投棄対策の実施	○	○		◎	○			●			
(3) 里と海の「協働」支援	①水産業関係者への協力支援	○			◎	○		○	市漁連	●			
(4) 農地の多面的機能の啓発	①農業や農地が持つ多面的機能の住民への啓発	○	○	○	◎	○			○	ため池協議会	●		
	②有害鳥獣・特定外来生物の駆除	○	○		◎	○			○	猟友会	●		

戦略	施策	施策項目	実施主体						実施期間			戦略の達成度を測る指標 (H23→H33)	
			農業者	市民	JA	市	県	その他	前期	中期	後期		
4 市民の食と健康を支える農業づくり	(1) 地産地消の推進	①直売所への出荷促進	○		◎	○	○			●			<ul style="list-style-type: none"> 直売所の売り上げ(円) 5億4千万→6億 県認証制度登録数(農畜産物の品目) 23→30
		②明石産農産物の販売チャンネルの充実化促進	○		◎	○			○	流通業者	●		
		③明石産農産物の加工品や飲食店での利用促進	○		○	◎				○	飲食店	●	
	(2) 学校給食における地元農産物の普及	①学校給食用農産物の契約栽培の検討	○		◎	○				○	教育委員会	●	
②学校給食における日本型食生活の推進			○		◎	○			○	教育委員会	●		
(3) 安全・安心な農産物の供給支援	①環境創造型農業の推進支援	◎園芸連	○		○	○	○			●			
		○再生協								●			
	②エコファーマーの育成	○		○	○	◎				●			
	③ひょうご安心ブランド認証取得の支援	○		○		◎				●			
(4) 食育の推進	①食育推進計画と連携した各種取組の実施		○		◎	○				●			
	②兵庫県と連携したごはん食推進の取組実施		○		○	◎				●			
5 創り出す新たな価値を	(1) 高付加価値化の推進と新商品開発の支援	①明石産農産物の高付加価値化の推進	○		○	◎	○			○	漁業者	●	<ul style="list-style-type: none"> 農業者と商売者の商談会(回数) 10 ※10年間の累積数 開発された農産加工品のアイテム数(品目) 0→10
		◎園芸連								○	飲食店	●	
	②農商工連携の推進(6次産業化の支援)	○		○	◎					○	地産地消実委	●	
	③食の名物づくり等の支援	○	○	○	◎					●			
(3) 特産農産物を活かした観光農園の開設支援	①観光農園の開設支援	○		○	◎					●			
6 市民との協働による明石の農業づくり	(1) 市民農園の拡充	①民間型市民農園の開設支援	○		○	◎	○			●		<ul style="list-style-type: none"> 市民農園(農園数) 21→25 コミュニティ農園(農園数) 1→5 学校農園(農園数) 3→10 	
		②CSA(市民協働型農業)の推進	○	○		◎				○	自治会		●
	(3) 学校農園の拡充	①学校と周辺農家とのマッチングの支援	○			◎				○	教育委員会		●
		◎園芸連								○	地産地消実委		●
	(4) 市民へのプロモーション	①農業体験イベント等の推進	○	○	○	○	○				●		
		②明石市農業に関する情報発信の強化			○	◎	○				●		
	③市民との交流や意見交換の推進	○	○	○	◎	○				●			
(5) 市民農業サポーター育成	①市民農業スクールの開催とサポーター登録制度の制定	○	○	○	◎	○				●			
(6) 企業との連携	①市内企業のCSR等による援農のマッチング支援			○	◎					○	企業	●	

資料編

1. 用語集

【あ行】

● 明石市営農技術協議会（営農技術協議会）

行政や農業協同組合などの関係機関が連携を密にすることにより、農業施策が円滑かつ効果的に推進できるよう研究、協議することを目的に設立。明石市・JAあかし・JA兵庫南・県普及センターから構成される組織。年4回開催。

● 明石市園芸連合会（園芸連合会、園芸連）

野菜園芸の振興と生産物の出荷販売の安定を図り、野菜栽培農家の経営の近代化を図ることを目的に昭和41年に設立。明石市・JAあかし・JA兵庫南・県普及センター・各出荷組合から構成される組織。会員は140名（出荷組合）。キャベツ・ブロッコリーの種子代一部助成、野菜栽培試験、堆肥、防鳥ネット等の購入助成及び野菜の価格差補てんなどの事業を行っている。

● 明石市漁業組合連合会（市漁連）

市内の5つの漁協（明石浦、林崎、江井島、東二見、西二見）の連合組織。事務局は明石市産業振興部農水産課。

● 明石市食育基本方針

市民及び食に関わるすべての関係機関が、食文化の継承、食環境への配慮、望ましい食習慣の確立等の施策を推進するため、食育の基本的な考え方としてとりまとめた指針。

● 明石市水産業振興計画

「さかなのまちあかし」の特性を生かした明石市の水産業の振興を図ることを目的に策定された水産分野における個別計画。平成23年3月策定。

● 明石市水田農業ビジョン

明石市の水田農業のあるべき姿を目指して、地域の実情・特性を生かした多様な水田活用の展開を図るため、毎年度明石市水田農業推進協議会（明石市農業再生協議会）が策定するビジョン。

● 明石市第5次長期総合計画

明石市のまちづくりの指針となる計画。この計画では、目指す10年後のまちの姿を、「ひと まち ゆたかに育つ 未来安心都市・明石」と定め、「ひと」に焦点を当てたまちづくりを進めている。平成23年3月策定。

● 明石市地産地消推進実行委員会（地産地消実委）

地元でとれた農水産物を食べてもらい、生産者と消費者が共に支え合う体制づくりを進め、生産者の意欲の向上と市民の豊かで安心できる食生活を実現するために設置。JAあかし・JA兵庫南・女性団体・消費者団体・農会代表から構成される組織。スイートコーンのもぎ取り体験やキャベツの栽培体験等小学生を対象としたイベントを実施している。

● 明石市都市計画マスタープラン

都市計画法に基づき、都市全体の将来像や土地利用、都市施設整備のあり方など都市計画の基本的な方針を示したもの。平成23年改定。

● 明石市担い手育成総合支援協議会（担い手協議会、担手協）

明石市において経営感覚に優れ、効率的かつ安定的な担い手の育成・確保を図るために設立。明石市・JAあかし・JA兵庫南・農業委員会・県普及センターから構成される組織。対象者は認定農業者等。認定農業の認定・更新や研修・勉強会を実施している。

● 明石市農業再生協議会（再生協、旧明石市水田農業推進協議会）

明石市・JAあかし・JA兵庫南・農会・農業委員会から構成される組織。水田農業経営の安定と国内生産力の確保を図り、食料自給率の向上と農業の多面的機能を維持するために設立。H22年度から実施されている農業者戸別所得補償制度を、国と連携し実施している。地区農会との結びつきが強い。

● 明石市農業振興地域整備計画

市が策定する農業振興地域における総合的な農業振興計画。平成14年改定。

● 明石市緑の基本計画

都市緑地法第4条に規定される計画であり、市が緑地の保全や緑化の推進に関して、その将来像、目標、施策等を示すもの。平成23年改定。

● いなみ野ため池ミュージアム

東播磨地域に存在する約600ヶ所（明石は107ヶ所）のため池やそれらを結ぶ水路を博物館と見立てた取組。農業者だけでなく地域住民全体の参画と協働により安全・安心で快適な水辺づくりやそれを核とした魅力あふれる地域づくりに取り組んでいる。

● エコファーマー

持続性の高い農業生産方式の導入の促進に関する法律に基づき、土づくり技術、化学肥料使用低減技術、化学合成農薬使用低減技術を一体的に導入する計画を立て、都道府県知事の認定を受けた農業者。

● おいしいごはんを食べよう県民運動

「お米」を通じて、今後の食生活のあり方や農業・農村の役割、食料問題などについて考え、ごはん食の素晴らしさや食生活の大切さを再認識するために、兵庫県内の団体・企業・行政等が一体となって取り組んでいる運動。

● 黄色蛍光灯

黄色蛍光灯を夜間点灯することで、果実加害害虫である「オオタバコガ」「ハスモンヨトウ」等の夜行性の蛾類の飛来を減らすことができる。

【か行】

● かいぼり(池干し)

農作業が終わる冬頃に、池から水を抜き、1カ月ほど干して、底にたまったヘドロや土砂を取り除いたり、堤防や樋の点検修理を行うこと。以前は、取り除いたヘドロは、肥料として活用したり、このとき捕らえたコイやフナ、モロコなどは冬場のタンパク源として食されていた。

● 学校農園

子ども達が自然の恩恵や食に関わる人々の様々な活動への理解を深めること等を目的として、農業者などが一連の農作業等の体験の機会を提供する農園。

● 環境創造型農業

農業の持つ物質循環機能を生かし、生産性との調和などに留意しつつ、土づくり等を通じて化学肥料、農薬の使用等による環境負荷の軽減に配慮した持続的な農業。

● 観光農園

観光客等の第三者を対象に、自ら生産した農産物をほ場において収穫等の一部の農作業を体験させ又は観賞させて、代金を得ている農園。

● 基幹的農業従事者

農業就業人口（自営農業に主として従事した世帯員）のうち、ふだん仕事として主に農業に従事している者。

● グリーンファームえいがしま

暮らしの中で自然とのふれあいや食との関わりを深め、楽農生活を実践する身近な体験の場とすることを目的として、東江井地区営農組合が設置した市民農園。

● 経営耕地

農家が経営する耕地（田、樹園地、畑の合計）。耕作放棄地（遊休農地）は含めない。

● 兼業農家

世帯員のうち一人以上が農業以外の仕事に従事して収入を得ている農家。

● 耕作放棄地（遊休農地）

1年以上作付けされず、引続き耕作を目的に利用されないと見込まれる農地。

● 耕種農家

耕地等を利用して農作物を栽培する農家。

● 高付加価値化

農産物に加工や調理、従来のものよりも優れた鮮度、安全性、糖度など価値を付加すること。他の農産物と差別化ができ価値の高い農産物を供給する事によって、効率の良い農業経営が期待できる。

● 交流型農業

都市と農村、消費者と農業者の連携や交流を目的とした農業。

● コミュニティ農園

コミュニティ活動（地域社会活動）の健全な育成の一環として、消費者と農業者等の地域住民の連帯感を助長し市民が農業に親しみ、健康を増進する環境をつくること等を目的に設置される農園。

【さ行】

● 作業受委託

委託者が栽培作業を受託者側に任せ、受託者は自分の機械、資材等を用いて作物を栽培し、その収穫物を委託者に渡す。作業受委託にあたり両者間で事前に一定の作業料金、収穫物の取引等を決めておく。

● 残渣

濾過(ろか)したあとなどに残ったかすの意。残渣飼料は、食品残渣を原料として加工処理されたリサイクル飼料のこと。魚のアラ等は、家畜や農地に必要な栄養素を多く含んでいるが、多くが廃棄されており、飼料、肥料への利用可能性がある。

● 市街化区域

都市計画法に基づき指定されたすでに市街地を形成している区域及び概ね10年以内に優先的、計画的に市街化を図るべき区域。

● 市街化調整区域

都市計画で定められる都市計画区域における区域区分のひとつであり、市街化を抑制すべき区域。この区域では、開発行為は原則として抑制され、都市施設の整備も原則として行われない。

● 市民農園

都市の住民がレクリエーション、自家消費用野菜・花の栽培、高齢者の生きがいづくり等の多様な目的で、小面積の農地を利用して野菜や花を育てるための農園。

● 集落営農(営農組合)

集落など地縁的にまとまりのある一定の地域内の農家が農業生産を共同して行う営農活動。共同購入した機械の共同利用、中心的な担い手に主な作業を委託し、生産から販売まで共同化するなど、地域の実情に応じてその形態や取組内容は多様。

● 重量野菜

キャベツ、はくさい、スイカ、だいこん等の重量のある野菜。ほ場内での運搬・搬出が重労働となる。

● 食育

国民一人一人が、生涯を通じた健全な食生活の実現、食文化の継承、健康の確保等が図られるよう、自らの食について考える習慣や食に関する様々な知識と食を選択する判断力を身に付けるための学習等の取組のこと。

● 食料自給率

国民に供給された食料のうち、国内生産でまかなえた割合を示す。主にカロリーの比率で計算された供給熱量自給率(カロリーベース)で示される。

● 食料・農業・農村基本計画

食料・農業・農村基本法に基づいて、食料・農業・農村に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るために、政府が閣議決定して定める計画。

● 新規就農者

農家の世帯員を含め、新たに農業経営を始める者。

● 水源のかん養

山林や農地が有する保水・水質浄化・防災機能のこと。山林や農地に蓄えられた雨水は、浄化され、地下水となり、長い時間をかけて河川に還元され、河川流量の安定化等による防災機能を果たしている。

● 水田台帳

市町村等地域内の農業者ごとの水田面積、作物の内容等について整理されている台帳。

● 水利組合

水田に水を引くために水路やため池の日常の維持管理や水害予防のために活動している農業者の任意団体。ボランティア的に地域の水利秩序の維持に取り組んでいる。

● 生物多様性

いろいろな生物が存在しているようす。生態系の多様性、種における多様性、遺伝子の多様性など、各々の段階でさまざまな生命が豊かに存在すること。

● 専業農家

世帯員に兼業従事者(30日以上他に雇用され仕事をしたもの又は農業を除く自営業で15万円以上の販売金額を得た者)が一人もいない農家。

【た行】

● 第1種兼業農家

世帯員のなかに兼業従事者が1人以上おり、かつ農業所得の方が兼業所得よりも多い農家。

● 第2種兼業農家

世帯員のなかに兼業従事者が1人以上おり、かつ兼業所得の方が農業所得よりも多い農家。

● 多面的機能

国土の保全、自然環境の保全、良好な景観の形成、教育・福祉分野での貢献など、農業生産活動が行われることにより生ずる農産物の供給機能以外の多面にわたる機能。

● 地域資源

自然資源のほか、特定の地域に存在する特徴的なものを資源として活用可能な物と捉え、人的・人文的な資源をも含む広義の総称。地域活性化の試みにおいて特徴・素材となるものを地域資源として定義し、活用する考え方が広まっている。

● 地域就農支援センター（地就支センタ、就支セ）

JA、市町、農業関係者が一丸となって、県内各地域における就農における相談、各種情報提供や研修機関の紹介をはじめ、経営確立まで段階的に支援を行っている。農業改良普及センターに設置されている。

● 地産地消

地域で生産された農産物等をその地域で消費すること。消費者と生産者の距離を縮め、相互理解の促進、輸送距離の短縮等による環境への負荷軽減など、多くの効果が期待される。

● 特定外来生物

外来生物のうち「特定外来生物防止法」で指定されたもの。在来の生物を補食したり、生態系に害を及ぼす可能性がある。ブラックバス（オオクチバス）、カミツキガメ、アライグマ、ヌートリアなど。明石市内では、アライグマとヌートリアによる農作物被害が生じており、防除計画を策定している。

● 都市近郊型農業

大都市の周辺で行われる農業。都市へ出荷することを目的に、鮮度が問われる野菜や花などの商品作物を栽培する。地価が高いため小規模であるが、土地生産性は極めて高い。露地栽培を主とするが、一部では温室やビニールハウスを用いる場合もある。

● トレーサビリティ

食品の生産、加工、流通などのそれぞれの段階で原料の仕入れや食品の製造元、販売先などの記録を取り、保管することによって、食品のたどってきたルートと情報の追跡・遡及ができる仕組み。

【な行】

● 軟弱野菜

収穫から急速に品質が落ちる野菜のこと。青物に多く、ホウレンソウなどが典型。生産地は消費地の近郊で生産されている。都市近郊型農業の典型的作物である。

● 日本型食生活

昭和50年代に実現していた食生活で、米を中心に農産物、畜産物、水産物等多様な副食から構成され、栄養バランスが優れているだけでなく、日本各地で生産されている農林水産物を多彩に盛り込んでいるもの。健康維持の面から日本型食生活が見直されている。

● 認定農業者

農業経営基盤強化促進法に基づき、5年後を目標とした農業経営改善計画が市町村によって認定された農業者。地域の中心的担い手。

● 農会（地域農会）

市町村の区域の一部において、農作業や農業用水の利用を中心に、家と家とが地縁的に結びついた社会生活の基礎的な地域単位のこと。明石市内においては、各集落の農業者で構成された任意団体であり、地域農業の問題点や課題を行政やJAに連絡したり、逆に、行政やJAから農政に関わる事項を農家に伝えるなど地域で重要な役割を果たしている。

● 農業委員会

農業委員会等に関する法律に基づき市町村に設置される行政委員会。選挙委員と、選任委員によって構成される農業者の代表機能を有した合議体組織。農業委員会は、農地法等の規定により専属的な権限を行使する法令業務の執行機関及び農地の荒廃・乱開発を防ぎ、優良農地を確保する役割を担っている。

● 農業者戸別所得補償制度

米などの農産物の価格が生産コストを下回った場合に、国がその差額分を生産農家に補償する制度。

● 農業生産基盤（生産基盤）

農業生産を効率的、安定的に行うための基盤。ほ場、用排水路、農道、その他農業用施設等。地域整備的な側面も有し、災害防止効果も高い。

● 農業振興地域

農業振興地域の整備に関する法律（以下農振法）に基づき、市町村が策定する農業振興地域整備計画により決定される長期にわたり総合的に農業振興を図るべき地域。

● 農振白地

農業振興地域のうち農用地区域以外の区域（非農用地区域）の通称。

● 農振農用地（農用地区域）

農振法に基づき農業振興地域内において今後相当長期にわたり農業上の利用を確保すべき土地として市町村が農業振興地域整備計画で用途（農地、採草放牧地、農業用施設用地等）を定めて設定する区域。

● 農地転用

農地として登記してある土地を、他の用途に転用すること。

● 農地の利用集積（利用集積）

農地を利用するため「所有」「借入」「農作業受託」により集積すること。農業経営基盤強化促進法で定められている農地の貸し借りは、農地の権利移動に要する農地法の手続きが不要。また、市町村や農業委員会などの公的機関が介在するので、安心して農地の賃借・売買ができる。

● 農地パトロール

遊休農地等の実態把握と発生防止・解消対策、農地の違反転用発生防止対策、不法投棄防止など農地保全を目的に農業委員会が実施するパトロール。

● 農地利用集積円滑化事業

農地の面的集積を目的に農業経営基盤強化促進法に位置付けられ、市の承認を受けた団体（農地利用集積円滑化団体*）が農地所有者の委任を受け、貸し手を探す所有者代理事業を中心とする事業。

● 農地利用集積円滑化団体

農地利用集積円滑化事業の実施主体で、明石市ではJA兵庫南が実施主体となっている。

● 農用地

耕作を目的とする農地と採草地・放牧地を合わせていう語。

【は行】

● 販売農家

経営耕地面積が30a以上又は農産物販売金額が年間50万円以上の農家。

● フェロモントラップ

昆虫の交尾活動を誘発する性フェロモンを人工的に合成し害虫の発生密度を抑えるために利用。フェロモンに誘引されたオスを捕殺することで、害虫の交尾の機会を減らし、次の世代を減らすことが可能。

● 東播磨地域農林水産ビジョン

兵庫県東播磨県民局が東播磨地域における農林水産業の振興を図ることを目的に策定する行政指針。平成24年3月改定。

● ひょうご安心ブランド（農産物）

堆肥等有機質資材を使用する等の土づくりを基本に化学肥料、化学農薬の使用を50%以上削減する等の栽培方法でつくられた人と自然にやさしい農産物。兵庫県が認証している。

● ひょうご農林水産ビジョン

兵庫県の農林水産行政についての基本的な指針。平成24年3月改定。

● ふぁ～みんサポートシステム

農業後継者不足や休耕田の増加など、農業におけるさまざまな問題を解決するための支援を行っている。農作業受託や後継者育成などのサポートを通じて、地域の農業を元気にしていこうとするもの。田植え、稲刈り、しろかき、耕運作業など、農家の農作業代行はもちろん、休耕田の草刈作業、耕運作業も行っている。JA兵庫南を中心に出资し設立された法人「柗ふぁ～みんサポート東はりま」が事業主体。

● プロモーション活動

まちの魅力や特長を、イベントや広報活動などにより戦略的に内外に発信し、地域の認知度やイメージの浸透度を向上し、活性化を図ること。

● ほ(圃)場整備

耕地区画の整備、用排水路の整備、土層改良、農道の整備、耕地の集団化を実施することによって労働生産性の向上を図り、農村の環境条件を整備すること。農林水産省や都道府県の公共事業として行われる。

【や行】

● 優良農地

一連のまとまりのある農地や、農業水利施設の整備等を行ったことによって生産性が向上した農地など良好な営農条件を備えた農地。

【ら行】

● 6次産業化

1次産業としての農林漁業と、2次産業としての製造業、3次産業としての小売業等の事業との総合的かつ一体的な推進を図り、地域資源を活用した新たな付加価値を生み出す取組。

● 猟友会

日本国内における狩猟者のための公益法人（特例社団法人）。一般的に、各狩猟者は地域（市町村別程度の範囲）にある狩猟愛好者団体（「地元猟友会」）に所属して会員となる。外来動物による生態系の破壊、農作物被害などを防ぐために、行政と協力し有害となる鳥獣の捕獲を行っている。

【わ行】

● わはは塾

明石市内で女性農業者が互いに広く情報を交換しあい、様々な知識を深めるとともに、仲間づくりを通じて、活力と夢のある農業生活を実現するために設立された団体。

【アルファベット】

● CSA

Community Supported Agricultureの略。地域が支える農業という意で、最近では広く、消費者や販売者などが、生産者と連携あるいは生産者を支援し、自分たちの食糧生産に自分たちも積極的にかかわる、という形の農業を意味するケースも多い。

● CSR

Corporate Social Responsibilityの略。企業の社会的責任という意で、環境活動や農業を通じて、企業が地域社会への貢献を図る取組をいう。

● EPA（経済連携協定）

Economic Partnership Agreementの略。自由貿易を柱とした関税撤廃などの通商上の障壁の除去だけでなく、締約国間での経済取引の円滑化、経済制度の調和、および、サービス・投資・電子商取引などのさまざまな経済領域での連携強化・協力の促進などをも含めた条約。

● GAP(ギャップ)

Good Agricultural Practiceの略。生産者自らが農業生産工程の全体を見通して、食品安全・環境保全をはじめ様々な観点から注意すべき管理点(点検項目)を定め、これに沿って農作業を実施・記録し、検証を行って農作業の改善に結びつけていく一連の農業生産工程管理手法。

● HACCP

Hazard Analysis Critical Control Pointの略。食品の原料の受け入れから製造・出荷までのすべての工程において、危害の発生を防止するために重要ポイントを継続的に監視・記録する衛生管理手法。

● PDCA

Plan（計画）、Do（実行）、Check（評価）、Action（改善）のことで、生産・品質などの管理を円滑に進めるための業務管理手法の一つとであり、近年では行政計画の進捗管理の手法として用いられている。

● TPP

環太平洋パートナーシップ協定。加盟国の間で取引される品目に対して関税を撤廃原則的に100パーセント撤廃しようという枠組み。工業製品や農産品、金融サービスなどをはじめ、全品目について、2015年をめどに関税全廃を実現するべく協議が行われている。2010年11月の時点で、米国、オーストラリア、ペルー、ベトナム、マレーシアの5カ国がTPPへの参加を表明し、次いでコロンビアやカナダも参加の意向を表明している。日本は2011年11月にTPPへの交渉参加を表明した。

2. 計画策定経過

年 月 日	調査・会議等	内容
平成 23 年 1 月～ 3 月	明石市の農業に関する現状と意向調査	<ul style="list-style-type: none"> ・ 統計等の分析 ・ 農会長アンケート調査 ・ 生産者ヒアリング調査 ・ JA ヒアリング調査 ・ 兵庫県ヒアリング調査 ・ 市民意識調査
平成 23 年 7 月 28 日	第 1 回 明石市農業基本計画策定委員会	<ol style="list-style-type: none"> 1. 計画策定について 2. 明石市の農業の現状と意向 3. 課題と方向性
平成 23 年 9 月 22 日	第 2 回 明石市農業基本計画策定委員会	<ol style="list-style-type: none"> 1. 前回委員会の概要と計画の位置づけ 2. 明石市の農業の将来像と戦略 <ul style="list-style-type: none"> ・ 将来像 ・ 基本的な考え方 ・ 将来像を実現するための戦略 ・ 農業基本計画の施策 3. 重点プロジェクト
平成 23 年 11 月 17 日	第 3 回 明石市農業基本計画策定委員会	<ol style="list-style-type: none"> 1. 前回委員会のふりかえり 2. 重点プロジェクトについて 3. 計画の推進について 4. パブリックコメントについて
平成 23 年 11 月 25 日～ 12 月 24 日	パブリックコメント (市民意見の募集の実施)	意見提出人数 4 人 意見件数 10 件
平成 24 年 1 月 18 日	第 4 回 明石市農業基本計画策定委員会	<ol style="list-style-type: none"> 1. 前回委員会のふりかえり 2. パブリックコメントについて 3. 計画案について <ul style="list-style-type: none"> ・ 第 4 章(農業基本計画の施策)における実施主体、実施期間、指標 ・ 第 5 章(重点プロジェクト)における実施スケジュール ・ 第 6 章(計画推進について)における進行管理等

3. 計画策定委員会

■ 明石市農業基本計画策定委員会設置要綱

(設置)

第1条 明石市第5次長期総合計画の農業分野の個別計画である明石市農業基本計画（以下「計画」という）の策定に関し、明石市における農業の現状及び課題を明らかにし、今後の農業振興のあり方についての検討を行うため、明石市農業基本計画策定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、次に掲げる事項について検討を行い、計画の素案を作成し、市長に報告するものとする。

- (1) 明石市における農業の現状分析と課題の抽出に関すること。
- (2) 明石市における農業の進むべき基本方向に関すること。
- (3) 明石市における今後の農業振興施策に関すること。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、計画に盛り込むべき内容に関すること。

(組織)

第3条 委員会は、委員長、副委員長1名及び委員15名以内をもって組織する。

2 委員長及び副委員長は有識者のうちから、委員は次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 農業協同組合の代表者
- (2) 農業に携わる者
- (3) 流通業に携わる者
- (4) 食育に携わる者
- (5) 公募による市民
- (6) 兵庫県の職員
- (7) その他市長が特に必要と認める者

(任期)

第4条 委員長、副委員長及び委員の任期は、第2条に規定する事務が終了するまでとする。

(委員長の職務等)

第5条 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。

2 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議は、委員長が招集し、その議長となる。

(意見の聴取)

第7条 委員長は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、意見を聴くことができる。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、産業振興部農水産課において処理する。

(委任)

第9条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則（平成23年6月 1日制定）

（施行期日）

1 この要綱は、制定の日から施行する。

（招集の特例）

2 この要綱の施行の日以後最初に開かれる委員会の会議は、第6条第1項の規定にかかわらず、市長が招集する。

■ 明石市農業基本計画策定委員名簿

	氏名	団体名 役職
有識者	◎ 保田 茂	神戸大学名誉教授
	○ 寺岡 茂喜	兵庫県農業経営士
農業者団体	八木 功二	あかし農協代表理事組合長
	大竹 雅彦	兵庫南農協常務理事
農業者	戸田 智英	明石地区・大久保地区（JA あかし管内）
	尾西 輝雄	魚住地区・二見地区（JA 兵庫南管内）
	橋本 竜介	明石市農業青年クラブ
流通関係	平野 芳昭	神果神戸青果明石支社長
	田中 浩太郎	生活協同組合コープ神戸第五地区本部長
食育関係	岡山 満寿美	明石いずみ会 副会長
行政	谷口 秀之	加古川農林水産振興事務所長
	奥井 宏幸	加古川農業改良普及センター長
市民公募	井上 あい子	
	昭野 聡一	

◎委員長 ○副委員長

明石市農業基本計画 - 明石みんなの農業・新生プラン -

平成 24 (2012) 年 3 月

発行者 明石市産業振興部農水産課

〒673-8686 明石市中崎 1 丁目 5 番 1 号

電話 : 078-918-5017

